

令和 7 年 度

都 市 局 関 係
予 算 概 算 要 求 概 要

令和 6 年 8 月

国土交通省都市局

目次

I. 令和7年度 都市局関係概算要求総括表	1	2. まちづくり GX	
II. 令和7年度 都市局関係概算要求の基本方針	4	(1) 改正都市緑地法等を踏まえた緑地確保の推進	2 5
III. 令和7年度 都市局関係概算要求 主要事項	5	(2) ネット・ゼロ・エネルギー街区の実現に向けたエネルギーの面的利用の推進	2 6
1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり	5	(3) 都市の脱炭素化の推進	2 7
2. まちづくり GX	7	(4) デジタルも活用した暑熱対策の検討の推進	2 8
3. コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展	9	(5) まちなかのクールスポット創出等の取組への重点支援	2 9
4. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化	1 1	3. コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展	
5. まちづくり DX	1 3	(1) 立地適正化計画の実効性の向上	3 1
6. 国際都市政策連携・海外展開	1 5	(2) 市町村域を越えた広域連携の強力な推進	3 2
7. 2027 年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組	1 6	(3) コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた戦略的取組の推進	3 3
IV. 令和7年度 都市局関係概算要求		4. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化	
 主な新規・拡充要求等	1 7	(1) 地方都市等の再生	3 5
1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり		(2) 国際競争力強化のための都市再生の推進	3 6
(1) 復興支援強化および既存ストックを活用した事前移転の推進	1 7	5. まちづくり DX	
(2) 能登半島地震からの復興支援	1 8	(1) 3D 都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	3 7
(3) 液状化対策の推進	1 9	(2) スマートシティの実装化および海外展開の推進	3 8
(4) 事前防災・復興まちづくりの推進	2 0	6. 国際都市政策連携・海外展開	
(5) 防災公園の機能強化等による都市の防災性向上	2 1	(1) 国際的な都市政策連携および都市開発の海外展開	3 9
(6) 能登半島地震を教訓とした災害に強い市街地整備	2 2	7. 2027 年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組	
(7) 盛土の安全確保対策の推進	2 3	(1) 2027 年国際園芸博覧会に向けた取組	4 0
(8) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の着実な推進	2 4	(2) 首里城の復元に向けた取組	4 1
		V. 令和7年度 都市局関係 税制改正要望事項	4 2
		VI. 参考資料	4 4
		VII. 問い合わせ先	7 0

I. 令和7年度 都市局関係概算要求総括表

(1) 令和7年度 都市局関係予算 概算要求事業費・国費総括表

(単位：百万円)

事 項	令和7年度要求・要望額 (A)			前年度 (B)		倍 率 (A/B)		備 考														
	事業費	国 費	うち重要 政策推進枠	事業費	国 費	事業費	国 費															
国 営 公 園 等	43,537	38,602	9,246	37,621	32,386	1.16	1.19	1. 本表のほか、国土交通省全体で社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金があり、地方の要望に応じて都市局関係事業に充てることができる。 ・社会資本整備総合交付金 608,930百万円 ・防災・安全交付金 1,040,491百万円 2. 本表のほか、道路事業全体額の内数として以下のとおり街路事業がある。 (単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">令和7年度要求・要望額</th> <th colspan="2">前 年 度</th> </tr> <tr> <th>事業費</th> <th>国 費</th> <th>事業費</th> <th>国 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街 路 事 業</td> <td>5,605,467 の内数</td> <td>2,525,768 の内数</td> <td>5,319,293 の内数</td> <td>2,118,300 の内数</td> </tr> </tbody> </table> ※「高規格道路、IC等アクセス道路その他」(国費301,625百万円の内数)等を含む。 3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計予算がある。 ・国営追悼・祈念施設整備事業 4,056百万円 4. 本表のほか、一般財団法人民間都市開発推進機構のメザン支援事業がある。 ・政府保証債(財政投融資) 110,000百万円 ・政府保証借入 10,000百万円 5. 本表のほか、 ・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 ・近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費 については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。	区 分	令和7年度要求・要望額		前 年 度		事業費	国 費	事業費	国 費	街 路 事 業	5,605,467 の内数	2,525,768 の内数	5,319,293 の内数	2,118,300 の内数
区 分	令和7年度要求・要望額		前 年 度																			
	事業費	国 費	事業費	国 費																		
街 路 事 業	5,605,467 の内数	2,525,768 の内数	5,319,293 の内数	2,118,300 の内数																		
うち国営公園等整備	11,062	11,062	5,390	9,903	9,903	1.12	1.12															
うち国営公園等維持管理	18,672	18,672	3,856	15,025	15,025	1.24	1.24															
市 街 地 整 備	313,841	113,000	28,320	295,257	94,107	1.06	1.20															
住 宅 対 策	706	353	19	704	352	1.00	1.00															
<u>一般公共事業計</u>	<u>358,084</u>	<u>151,955</u>	<u>37,585</u>	<u>333,582</u>	<u>126,845</u>	<u>1.07</u>	<u>1.20</u>															
災 害 復 旧 等	744	406	0	744	406	1.00	1.00															
<u>公共事業関係計</u>	<u>358,828</u>	<u>152,361</u>	<u>37,585</u>	<u>334,326</u>	<u>127,251</u>	<u>1.07</u>	<u>1.20</u>															
行 政 経 費	4,631	3,059	602	3,630	2,607	1.28	1.17															
合 計	<u>363,458</u>	<u>155,420</u>	<u>38,187</u>	<u>337,956</u>	<u>129,858</u>	<u>1.08</u>	<u>1.20</u>															

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しない場合がある。

(2) 令和7年度 都市局関係予算 概算要求主要事項 (国費)

(単位：百万円)

事 項	令和7年度 要求・要望額 (a)	前年度 (b)	倍 率 (a/b)
国営公園等	38,602	32,386	1.19
国営公園等整備	11,062	9,903	1.12
国営公園等維持管理	18,672	15,025	1.24
社会課題対応型都市公園機能向上促進事業	3,588	3,010	1.19
緑地保全・優良緑地確保支援事業資金	300	300	1.00
2027年国際園芸博覧会政府出展調査	1,517	206	7.35
市街地整備	113,000	94,107	1.20
都市構造再編集中支援事業	78,827	70,068	1.13
国際競争拠点都市整備事業	15,673	13,065	1.20
都市・地域交通戦略推進事業	1,130	1,000	1.13
まちなかウォークアブル推進事業	1,251	590	2.12
都市再生コーディネート等推進事業	942	874	1.08
まちづくりファンド支援事業	300	100	3.00
民間都市開発推進資金	4,000	2,000	2.00
都市空間情報デジタル基盤構築調査	1,850	1,100	1.68
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	2,750	1,100	2.50
先導的まちづくり調査	300	272	1.10
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	150	139	1.08
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 (2027年国際園芸博覧会)	2,101	527	3.99
住宅対策	353	352	1.00
一般公共事業計	151,955	126,845	1.20
災害復旧等	406	406	1.00
公共事業関係計 (A)	152,361	127,251	1.20

(単位：百万円)

事 項	令和7年度 要求・要望額 (a)	前年度 (b)	倍 率 (a/b)
行政経費			
防災集団移転促進事業	650	600	1.08
コンパクトシティ形成支援事業	641	579	1.11
官民連携まちなか再生推進事業	365	300	1.22
まちづくりGX緑地確保推進調査	25	0	皆増
脱炭素・クールダウン都市開発推進事業	70	0	皆増
スマートシティ実装化支援事業	252	249	1.01
スマートサービス海外展開調査	28	28	1.00
都市開発の海外展開	262	227	1.15
2027年国際園芸博覧会関係経費	287	145	1.98
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	160	160	1.00
行政経費計 (B)	3,059	2,607	1.17
合 計 (A)+(B)	155,420	129,858	1.20

1. 本表は、主要事項を記載しているため、各計数の和は合計と一致しない。
2. 計数は、それぞれ四捨五入しているため端数において合計と一致しない場合がある。

II. 令和7年度 都市局関係概算要求の基本方針

- 能登半島地震からの復興に全力を尽くすとともに、今回の地震等を踏まえた自然災害への着実な備えとして、**防災・減災・復興まちづくり**をより強力に進めます。
 - また、気候変動への対応、生物多様性の確保、Well-beingの向上に都市が率先して取り組むべく、緑地の質・量両面からの確保や、エネルギー利用の再エネ化・効率化、暑熱対策など、**まちづくりGX**を重点的に推進します。
 - さらに、都市の基幹的課題への対応として、
 - ・ 立地適正化計画の実効性の向上や広域連携を見据えた取組など、**コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展**
 - ・ **大都市の国際競争力**を強化するとともに、まちなかのにぎわい創出など、地域経済の活性化を通じた**地方都市再生**
 - ・ 戦略的なデジタル政策の展開により、ニーズの多様化に応えた都市政策を実現する**まちづくりDX**
- 等に総合的に取り組みます。

(重点課題)

安全・安心 防災・減災・復興まちづくり

- 能登半島地震からの復興まちづくり
- 宅地液状化・盛土安全確保対策の推進
- 事前復興まちづくり計画の策定推進 等

まちづくりGX

- 改正都市緑地法を通じた良質な緑地確保
- ネット・ゼロ・エネルギー街区の実現
- 暑熱対策を通じたクールスポット創出 等

(基幹的取組)

コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展

- 立地適正化計画の実効性の向上や広域連携を見据えた取組の推進
- コンパクトなまちづくりと都市交通戦略の更なる連携等による実効性の向上

地方都市再生・都市の国際競争力

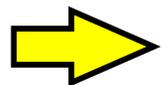
- 地域資源を活かしたまちなか形成の推進
- まちづくり構想段階から一体となった伴走支援

まちづくりDX

- 防災、暑熱対策等の重要政策分野に対する戦略的な展開
- 3D都市モデル (PLATEAU) の「デジタル・インフラ」としての裾野拡大

国際都市政策連携・海外展開 ○ G7や国際機関との都市政策連携
○ 駅周辺開発等の強みを生かした海外展開

2027年国際園芸博覧会 首里城復元 ○ 開催に向けた準備や復元に向けた取組の着実な実施



安全・安心で将来を見据えた持続可能なまちづくりに向けた取組を推進

1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

令和6年1月に発生した能登半島地震からの復興や激甚化・頻発化する自然災害への対応・対策として、防災・減災・復興まちづくりを推進する。また、盛土の安全確保対策や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進する。

施策の概要

① 能登半島地震からの復興や全国における防災対策の推進

能登半島地震からの復興まちづくりのシナリオを描けるよう支援を継続するとともに、自然災害への対応として、災害リスクの高いエリアからの移転促進や災害に強いまちづくりの形成を総合的に推進する。

能登半島地震	全国における防災対策の推進		
<p>復興支援</p> <p>能登半島地震からの復興支援強化</p> <p>復興計画等に位置付けられた復興拠点等において、拠点施設や都市基盤、拠点間を結ぶ公共交通に係る施設の整備等を総合的かつ重点的に支援する。【都市再生整備計画事業等】</p> <p>集団移転を行う場合の円滑な合意形成と早期事業着手のための支援を強化する。【防災集団移転促進事業】</p> <p>宅地液状化対策の推進</p> <p>液状化被害を受けた地域について、再度の地震からの液状化被害を防止するため、地方公共団体が実施する公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策に対して、各被災地のニーズを踏まえ、財政的な支援を継続する。【宅地耐震化推進事業】</p>	<p>災害に強いまちづくりの形成</p> <p>宅地液状化対策の推進</p> <p>大地震における液状化被害に対する対策を推進するため、公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策の支援を強化する。【宅地耐震化推進事業】</p> <p>防災公園の機能強化</p> <p>災害発生時の避難地、防災拠点としての機能を有する防災公園について、災害応急対策施設の整備を推進することにより防災機能の強化を図る。【都市公園・緑地等事業】</p> <p>老朽市街地の防災性向上</p> <p>持続的な地方都市、地方経済を実現する上で、事前防災の観点から、老朽市街地等の自立的更新を促進する。【都市構造再編集集中支援事業、都市再生整備計画事業、都市再生区画整理事業】</p> <p>安全・安心な避難経路の確保</p> <p>津波災害のおそれがある区域における避難経路整備等への支援を強化する。【都市防災総合推進事業等】</p>	<p>安全な地域への移転促進</p> <p>既存ストックを活用した事前移転の推進</p> <p>空き地・空き家などを活用した事前移転の活用促進を図り、造成コストを縮減した事前防災まちづくりを推進する。【防災集団移転促進事業】</p>	<p>事前防災・事前復興準備</p> <p>事前復興まちづくり計画策定支援の強化</p> <p>早期の復興まちづくりを可能とするため、事前復興まちづくり計画策定支援を強化する。【都市防災総合推進事業】</p> <p>UR都市機構によるコーディネート支援</p> <p>復興・事前防災に関する計画策定や合意形成等の支援を強化する。【都市再生コーディネート等推進事業】</p>

①の主な取組

○能登半島地震からの早期復興を支援

能登半島地震の被災地における地域交流施設等整備を推進し、早期復興を図る。

【暮らし・にぎわい再生事業】

【整備イメージ】



公民館（コミュニティスペース）

○防災公園の機能強化

災害発生時の避難地、防災拠点としての機能を有する防災公園について、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、非常用井戸、非常用発電施設、防災トイレ等の災害応急対策施設の整備を推進することにより防災機能の強化を図る。

【都市公園・緑地等事業】



備蓄倉庫のイメージ



非常用井戸のイメージ



非常用発電施設のイメージ
写真提供：UR都市機構

○既存ストックを活用した事前移転の推進

空き地・空き家などに移転する差し込みタイプの集団移転の活用促進を図るため、補助対象経費の限度額を見直し、造成コストを縮減した事前防災まちづくりを推進する。

【防災集団移転促進事業】

○事前復興まちづくり計画策定支援の強化

被災後の早期かつ的確な復興まちづくりを可能とするため、地方公共団体による事前復興まちづくり計画策定に対する支援を強化する。

【都市防災総合推進事業】

②盛土の安全確保対策の推進

令和5年5月に施行された盛土規制法に基づき、都道府県等が実施する規制区域指定のための調査等の取組や盛土の安全性把握調査、対策工事等に対する支援措置を通じて、盛土の安全確保対策を推進する。

【都市防災総合推進事業、宅地耐震化推進事業、盛土緊急対策事業】

③防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の着実な推進

防災公園の機能確保

【都市公園・緑地等事業、国営公園等事業】



香良洲高台防災公園（三重県津市）

津波被害に対応した高台の防災公園の整備イメージ

都市公園の老朽化対策

【都市公園・緑地等事業、国営公園等事業】



施工前

施工後

馬見丘陵公園（奈良県河合町・広陵町）

老朽化した公園施設の改修イメージ

グリーンインフラを活用した防災・減災

【都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業】



四条堀川交差点（京都府京都市）

雨水貯留浸透機能を有する雨庭

災害に強い市街地形成

【都市構造再編集中支援事業、都市再生区画整理事業】



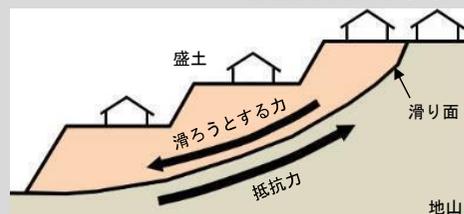
ピロティ化

止水板の設置

医療・福祉施設等の防災機能強化のイメージ

大規模盛土造成地等の耐震化

【宅地耐震化推進事業等】



大規模盛土造成地の安全性把握

地下街の耐震性向上等

【地下街防災推進事業】



柱の耐震改修

天井板の耐震改修

地下街における耐震改修のイメージ

2. まちづくりGX

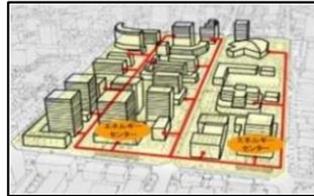
地球的・国家的規模の課題である①気候変動への対応（CO₂の吸収、エネルギーの効率化、暑熱対策等）や②生物多様性の確保（生物の生息・生育環境の確保等）、コロナ禍を契機とした人々のライフスタイルの変化を受けた③Well-beingの向上（健康の増進、良好な子育て環境等）の社会的要請に対応するため、都市緑地の多様な機能の発揮や、都市におけるエネルギーの面的利用の推進、環境に優しい都市構造への変革を図る取組等を進めるほか、新たに猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境づくりを推進する。

施策の概要

①気候変動への対応



緑地による冷涼空間の形成



エネルギーの面的利用のイメージ

都市に取組が求められる3つの視点

②生物多様性の確保



生息・生育空間の保全・再生・創出

③Well-beingの向上



緑陰のある
居心地の良い歩行空間



環境教育の場

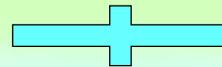
4つの重点取組テーマ

緑とオープンスペースの確保による 良好な都市環境の形成

改正都市緑地法に基づく緑地の保全や緑化の推進、都市公園の整備を含むグリーンインフラの社会実装等を進め、CO₂吸収、生物の生息・生育空間の確保、健康増進等を推進

街区単位での取組支援

エネルギー密度の高いエリアにおいて、再エネ化等の取組を集中的に支援するなど、エネルギーの面的利用を推進し、エネルギー利用を効率化



都市構造の変革の促進

コンパクト・プラス・ネットワークや都市機能の集約による公共交通の利用促進等により、CO₂排出量の削減等を推進

猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境の形成

暑熱対策に官・民で取り組む地域に対して、まちなかでのクールスポットの創出に係る先進的な取組等を重点的に支援

<主な取組>

緑とオープンスペースの確保による良好な都市環境の形成

○民間事業者等による緑地確保の取組の加速化

民間事業者等による優良な緑地確保・管理の取組について、金融や経済団体等を含むコンソーシアムの形成や広報ツールを作成し、国内外へ強力に発信することで機運醸成を促す。

【まちづくりGX緑地確保推進調査】



民間事業者の取組の普及

○都市公園における生物多様性確保の促進

「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づく大臣認定を受けた活動を行う区域を、「都市公園事業（ネイチャーポジティブ公園）」の対象に追加することにより、生物多様性の確保を促進する。

【都市公園・緑地等事業】

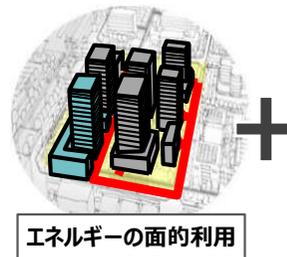


野比かがみ田緑地
(神奈川県横須賀市)

街区単位での取組支援

ネット・ゼロ・エネルギー街区の実現に向けたエネルギーの面的利用と組み合わせた省エネと創エネ等への支援等を行うことで、段階的な街区全体のカーボンニュートラルを実現する。

【都市構造再編集中支援事業、国際競争拠点都市整備事業】



都市構造の変革の促進

コンパクト・プラス・ネットワークの取組を深化させるとともに、都市の脱炭素化に資する先進的な取組の実証実験を支援するなど、カーボンニュートラルに向けた都市政策展開を本格化させる。

【脱炭素・クールダウン都市開発推進事業】



実証イメージ：水素を電気に変換する設備の都市開発への導入実証

猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境の形成

○デジタルも活用した暑熱対策の検討

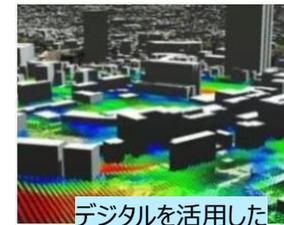
3D都市モデルを活用したユースケース開発への支援、ICT等を活用したスマートシティ施策の開発・実証事業、計画策定等に係る支援を通じ、官民の暑熱対策の検討を推進する。

【都市空間情報デジタル基盤構築調査、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業、スマートシティ実装化支援事業、官民連携まちなか再生推進事業】

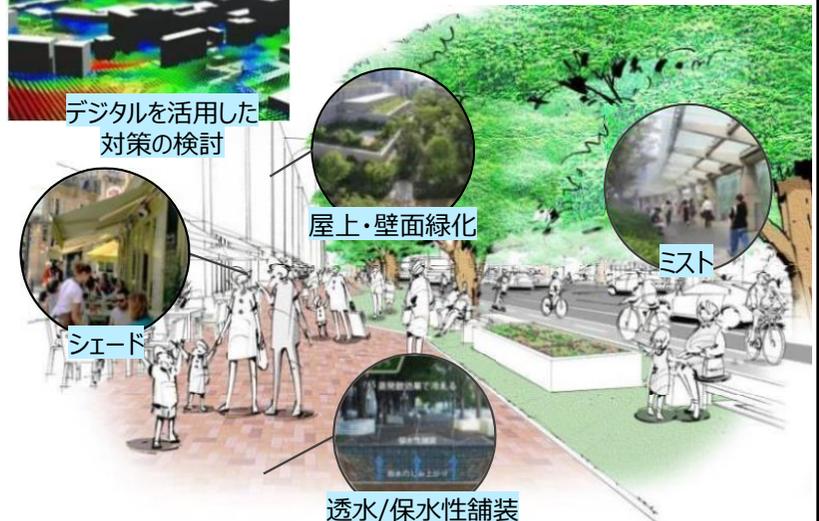
○まちなかのクールスポット創出への支援

官民で複合的に取り組む冷却効果の高い施設（遮熱舗装や日よけ・ミスト等）や暑さをしのぐ休憩施設等の設置、暑熱対策に資する緑化の取組、民間事業者が先進的に取り組む実証事業について重点的に支援する。

【まちなかウォークアブル推進事業、都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業、脱炭素・クールダウン都市開発推進事業】



デジタルを活用した対策の検討



屋上・壁面緑化

ミスト

シェード

透水/保水性舗装

3. コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展

コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進めるための「立地適正化計画」を作成・公表済の市町村数は568となった（令和6年3月31日時点）。これまでの防災・減災を主流化したまちづくりの考え方に基づき、更なる計画作成を推進するとともに、市町村における計画の評価・見直しの実施を国として促していく。

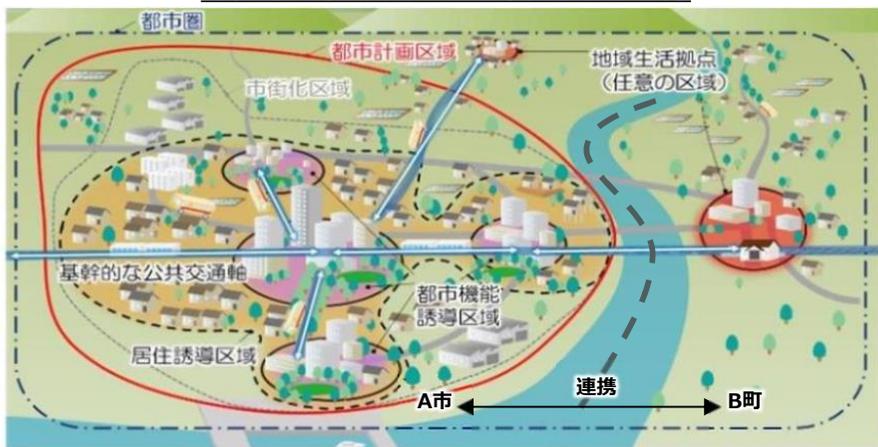
また、立地適正化計画の実効性を一層高めるため、市町村域を越えた広域連携に関する取組等に対する支援を強化する。

施策の概要

立地適正化計画の成果と課題

- ・計画作成数は順調に増加
⇨作成の必要性が高い市町村でも取組が進んでいない事例
- ・居住と都市機能の誘導区域内への誘導は、概ね2/3の市町村で達成
⇨評価や見直しを実施していない市町村が存在
統一的な評価方法が必要

持続可能な都市の実現に向けたまちづくり



経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）

また、**広域での住民の意見集約の下での都市圏のコンパクト化や、東京一極集中の是正等による強靱な国土構造の形成を推進するとともに、地域経済の活性化や広域連携、自治体DX等により地方行財政基盤を強化する。**

立地適正化計画の今後の取組の方向性

- 必要性を踏まえた更なる裾野拡大
- 適切な評価に基づく計画見直しの推進
- 市町村域を越えた広域連携の推進
- 更なる施策連携の推進

深化・発展に向けた取組の展開

立地適正化計画の実効性の向上（国による推進策）

- ①市町村が計画の適切な評価と見直しを行うことができるよう支援
- ②市町村域を越えた広域連携の強力な推進
- ③立地適正化計画の更なる作成
- ④コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた戦略的取組の推進

立地適正化計画は「立適^{プラス}十」へ

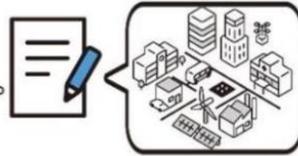
～評価・見直しを通じて、実効性をプラスした計画へ～

<国による推進策の方向性>

①市町村が計画の適切な評価と見直しを行うことができるよう支援

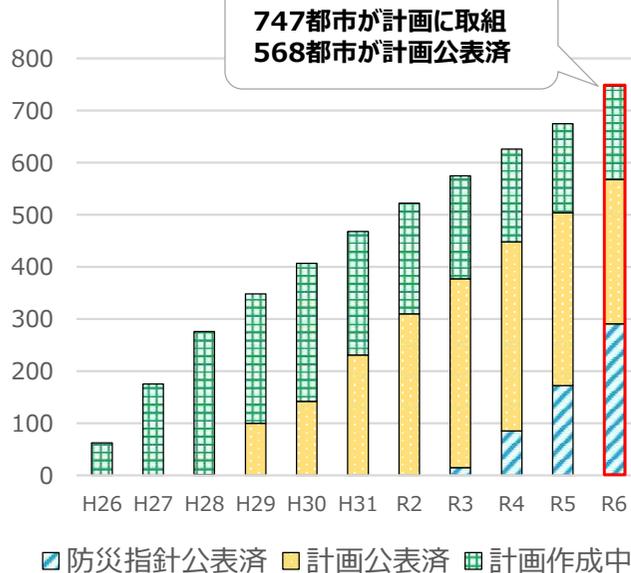
・立地適正化計画を作成した市町村が、容易に計画の評価・見直しができるよう、標準的なデータ、評価構造、見直しの方策を提示する。

・これにより、市町村に対して計画の評価・見直しを推進する。



③立地適正化計画の更なる作成

・立地適正化計画の作成数は順調に伸びてきており、引き続き、更なる作成の推進に向けた支援が必要である。



②市町村域を越えた広域連携の強力な推進

・立地適正化計画の実効性を高めていくためには、各市町村がそれぞれの域内で取組を行うのみならず、市町村域を越えた広域的な取組を進めていくことが重要である。

・このために、広域連携が、持続可能な地域づくりのために必要であるという気づきを生み出すためのデータ整備や、モデル事例の創出に、国として取り組む。さらに、広域で立地適正化の方針を作成する場合の支援を強化する。

・加えて、連携中枢都市圏における連携協約など地方自治法に基づく事務の共同処理の制度等を活用しつつ、複数市町村が共同して立地適正化の取組を行う場合に、強力に支援する「広域連携立地適正化事業（仮称）」を都市構造再編集中支援事業の一部として創設する。



・地方自治法に基づく事務の共同処理の制度等を活用し連携
・広域的な立地適正化の方針を作成



拠点となる施設の整備に対して強力に支援

④コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた戦略的取組の推進

・「コンパクト・プラス・ネットワーク」および「人間中心のまちづくり」の実現に向けて、日常生活を営む身近なエリアにおいても移動サービスの質の向上を図るため、エリアを限定した都市交通戦略に基づく総合的な都市交通システム等の形成に対して、きめ細やかな支援を強化する。

・都市空間の有効活用や「人間中心のまちづくり」を実現するため、自治体による駐車場のマネジメントに係る計画の策定及び当該計画に基づく取組への支援を強化する。

・立地適正化計画の実効性の向上を図るため、都市再生区画整理事業の支援対象をコンパクトなまちづくりを推進するエリアに集中的に支援する。

4. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化

(1) 地方都市等の再生

地方都市では、人口減少、少子高齢化に加え、地域経済の縮小、中心市街地の衰退といった問題に直面し、ヒト・モノ・カネの域外への流出が続く。これらに対処するには、民間の消費、投資を喚起するようなまちづくりを引き続き強力に進めていくことが重要である。

このため、地域資源を活かしたまちなかの形成やまちづくりの立上げ段階における支援を強化することにより、地域における魅力創出等を図り、地域経済の活性化につなげる。

<今後更に深化させることが必要な取組>

① 地域資源を活かしたまちなかの形成

伝統的建造物等の地域資源や空き家等の既存ストックを活用し、地域における文化や観光の拠点となる施設の整備等を通じ、賑わいや交流を創出することにより、地域の魅力向上と経済活性化を図る。



旧酒蔵・旧民宿の改修への金融支援
(長野県塩尻市)



空き店舗を改修した創業支援施設
(鳥取県倉吉市)

② まちづくりの立上げ段階における支援の強化

まちづくり初期の官民連携による検討体制の構築や、地域の将来を見据えたまちづくりビジョン策定の取組への支援を強化することにより、まちなかの再生に向けた取組を後押しする。



まちなかの賑わい空間の整備
(熊本県熊本市)



ビジョン策定に向けた会議
(イメージ)

(2) 都市の国際競争力の強化

我が国の大都市が、国全体の経済成長を牽引するためには、世界との比較における「強み」（公共交通機関の利便性等）を更に伸ばしたうえで、環境配慮、外国人対応、イノベーション創出など「弱み」の面での対策が重要である。そのため、豊かな文化と地域資源を活かしつつ、国際ビジネス拠点の形成、イノベーション創出、都市の脱炭素化等に資する優良な民間都市開発プロジェクト等を推進する必要がある。

① 我が国経済を牽引する 優良な民間都市開発プロジェクトの推進

都市再生促進税制、民間都市開発推進機構の金融支援、都市再生特別地区制度等による規制緩和等を通じ、我が国経済を牽引する優良な民間都市開発プロジェクトを推進。



常盤橋プロジェクト（TOKYO TORCH）



東京ミッドタウン八重洲

② 国際ビジネス拠点を支える 都市基盤の整備の推進

国際競争拠点都市整備事業等により、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要な道路や鉄道施設、バスターミナル等の都市基盤の整備を重点的かつ集中的に支援。



※現時点でのイメージであり、今後の検討により変更される可能性があります。

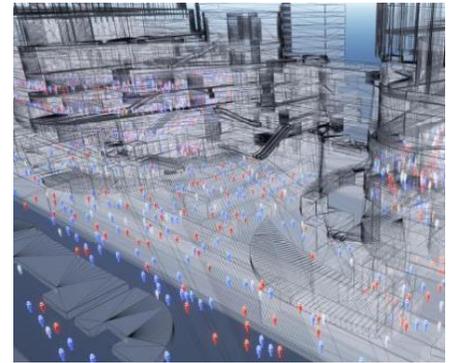
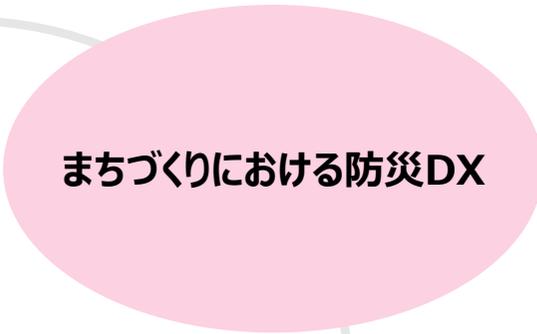
渋谷駅周辺地域

5. まちづくりDX

まちづくりDXでは、インターネットやIoT、AI、デジタルツイン技術等を活用することで、人口減少・少子高齢化の中で、豊かで多様な暮らし方を支える「人間中心のまちづくり」の実現を目指す。



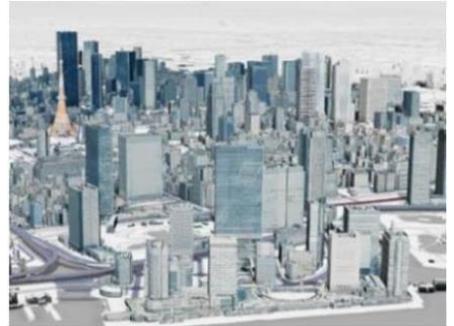
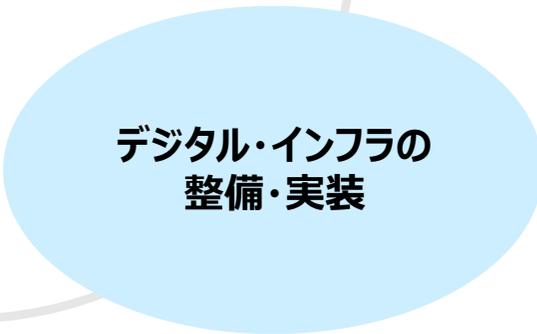
データに基づく最適な空間再編



災害時に使用するツールのデジタル化、情報基盤の構築



開発許可のDX／公園管理DX



都市デジタルツインの実現

「人間中心のまちづくり」の実現

官民連携

国、地方公共団体、民間企業等が参画するプラットフォームにおいて、デジタル技術やソリューションに関する知見の共有、シナジーの創出による新たな連携の環境構築を強化する。



国際展開

海外においても、日本企業がデジタル技術等を活用した都市課題に対するソリューションを提供することで、全体最適化を図る方策を展開する。

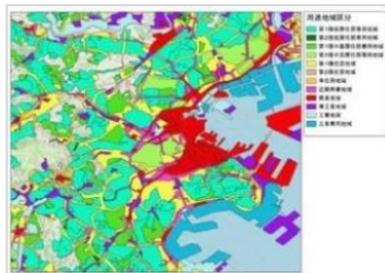


<具体の取組>

都市計画、コンパクト・プラス・ネットワーク

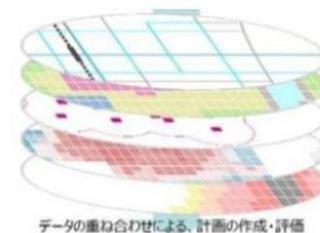
都市計画決定GISデータのオープン化

- 全国の地方公共団体で決定された都市計画のGISデータを収集。
- 統一されたフォーマットで、都市計画決定GISデータをダウンロードできるサイトの運営を開始（オープンデータ化）。



データを活用した立地適正化計画の実効性向上

- 品質を統一化した全国データの整備と、標準的な評価構造の提示により、立地適正化計画の適切な評価に基づく計画作成や見直しを推進。
- まちづくりにおける広域連携を促すため、必要となるデータを整備。



データの重ね合わせによる、計画の作成・評価

まちづくりにおける防災DX

盛土の安全確保対策・事前防災・事前復興等のDX

- AIを活用して、衛星画像から盛土可能性箇所の抽出をするシステムにより、効率的に盛土を把握・監視。
- 事前防災や事前復興準備、発災時・復興期におけるデジタルの活用の検討。



都市安全確保促進事業のデジタル対応

- 鉄道・インフラ情報、帰宅困難者一時滞在施設の満空情報などを集約・提供する災害ダッシュボードの社会実装。
- 屋内外の三次元モデルを活用した人流シミュレーションを踏まえた、都市再生安全確保計画の見直し。



エリアマネジメント、行政手続・業務の効率化

エリアマネDX

- 来街者データの活用によるイベント企画、デジタルサイネージによる地域情報発信など、身近なエリアのまちづくり活動におけるデジタル技術を活用した企業・市民の参画の促進。
- コミュニティの形成やソーシャルキャピタルの醸成等、エリア価値向上につながる取組を展開。



開発許可のDX／公園管理DX

- 効率的な開発許可手続の実現に向け、システム構築を含めたオンライン化の検討。
- 3D都市モデルを活用した公園管理システムを構築。管理業務をDXし、効率的なインフラ管理を実現。



デジタル・インフラの整備・実装

Project PLATEAU（プラトー）

- 全国における3D都市モデルの整備を支援。
- 3D都市モデルのユースケースの開発及びその汎用化を通じた横展開。
- 官民における3D都市モデルの活用を促進し、新たなサービスの創出や社会変革を推進。



スマートシティの社会実装

- AIやIoT等のデジタル技術の活用により都市の諸課題を解決し、新しい価値を創出する「スマートシティ」を実現。
- 全国の地域における先進的な都市サービスの実証事業を支援。



6. 国際都市政策連携・海外展開

G7都市大臣会合の創設など都市課題に対する多国間連携の必要性が高まっており、G7や調査・政策形成能力のある国際機関（OECD、UN-Habitat）との連携を強化し、先進的かつ持続可能な都市政策を立案・実施するとともに、我が国企業の海外展開とも連動し、途上国での政策形成を支援することで課題解決に貢献する。

日本企業による都市開発案件の受注に向けて、「インフラシステム海外展開戦略2025」等に基づいた「川上から川下」の取組のみならず、「川下から川上」の流れも含めて、関連機関と連携して重層的に民間企業の取組を支援し案件形成を図る。

国際機関との連携による先進的かつ持続的な都市政策の推進

- ・G7都市大臣会合の創設など都市課題に対する多国間連携の必要性が高まっている中、調査・政策形成能力のある経済協力開発機構（OECD）や国際連合人間居住計画（UN-Habitat）などの国際機関との連携を強化し、先進的かつ持続可能な都市政策の形成を支援する必要がある
- ・G7都市大臣会合や世界都市フォーラム等における都市関係の各国間対話を通じて、特に環境・レジリエンス、デジタル、インクルージョン（包摂）などの分野において国際的な都市政策の議論をリードする
- ・アジア諸国を中心に我が国企業の海外展開とも連動し、各国の発展段階に合わせた政策形成を支援することで、各国の課題解決に貢献する

都市開発の海外展開支援の強化

① UR都市機構との連携による強化

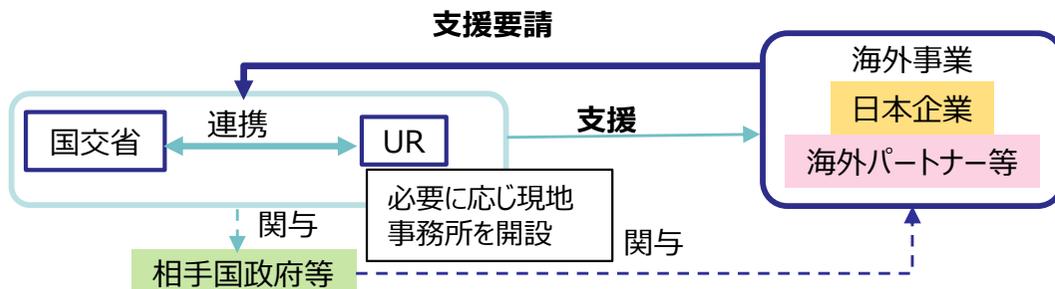
- ・2024年度におけるURの新中期計画と連動し、URの海外展開業務の機能を強化する
- ・川下から川上への流れによる案件発掘・形成を推進する

② 日本型都市開発の「強み」の強化

都市交通問題が深刻化するアジア各国に対して、日本の公共交通と都市開発の連携（TOD）のノウハウの活用やデジタル技術を活用することなどの強みを明確化する

③ 他機関連携の強化

UR、JICA、在京・現地各国大使館等と連携して効果的かつシームレスな案件形成等を促進する



デジタル分野における都市開発等の支援

都市開発の海外展開に当たって、PLATEAUなどのデジタル技術を活用した取組を併せて展開し、シナジーを追求する

7. 2027年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組

2027年に神奈川県横浜市で開催するA1クラス（最上位）の国際園芸博覧会について、開催に向けた準備を着実に進める。また、令和元年10月の火災により焼失した首里城について、令和8年の正殿の復元に向けた取組等を進める。

施策の概要

① 2027年国際園芸博覧会に向けた取組

2027年国際園芸博覧会（略称:GREEN×EXPO 2027）について、花と緑の関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会を創造する機会となるよう、開催に向けた準備を着実に進める。

【2027年国際園芸博覧会関係経費、
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（2027年国際園芸博覧会）、
2027年国際園芸博覧会政府出展調査】



会場イメージ



公式ロゴマーク



公式マスコットキャラクター
「トウクトウク」

開催概要	
位置付け	: 最上位の国際園芸博覧会（A1） 国際博覧会に関する条約に基づく認定博覧会 ※我が国では1990年の大阪花の万博以来の開催
開催場所	: 旧上瀬谷通信施設の一部（約100ha） （神奈川県横浜市旭区・瀬谷区）
開催期間	: 2027年3月19日～9月26日（192日間）
参加者数	: 1,500万人（有料来場者数1,000万人以上） ※大阪花の万博では約2,300万人が来場
会場建設費	: 320億円
会場運営費	: 360億円
テーマ	: 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
開催者	: (公社)2027年国際園芸博覧会協会 ※園芸博法に基づき国が指定

② 首里城復元に向けた取組

関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、令和8年の復元に向けた首里城正殿の本体工事を実施するとともに、北殿の設計等を進める。

その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

【国営公園等事業】

<木造で復元を行った正殿を含む計9施設が焼損（一部焼損を含む）>



火災直後



令和5年11月撮影

<復元過程の公開等の取組を実施>



正殿の本体工事（令和6年7月撮影）



正殿復元の現場公開

IV. 令和7年度 都市局関係概算要求 主な新規・拡充要求等

防災集団移転促進事業 補助 6.5億円(1.08倍)

1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

(1) 復興支援強化および既存ストックを活用した事前移転の推進

能登半島地震により被災した市町村において、集団移転を行う場合の円滑な合意形成と早期の事業着手を可能にするため、防災集団移転促進事業の制度改正により復興支援の強化を図るとともに、空き地・空き家などの既存ストックを活用した事前移転による造成コストの縮減や防災・減災を主流化したコンパクトシティ形成にも資する総合的な取組を推進する。

防災集団移転促進事業

○能登半島地震からの復興支援強化

① **移転先住宅団地の規模要件の見直し**による円滑な事業実施への支援

5戸以上かつ移転しようとする住居の数の半数以上の戸数

制度改正

② **合算限度額の見直し**による被災地に対する財政的支援の強化

制度改正

補助対象経費区分		事後移転	事前移転
補助対象経費（①～⑦）の合計		合算限度額有	-
対象経費	① 住宅団地の用地取得及び造成	限度額有	限度額有
	② 移転者の住宅建設等に対する補助	限度額有	限度額有
	③ 住宅団地に係る公共施設の整備	限度額有	限度額有
	④ 移転元地の土地の買取・建物補償	-	限度額有
	⑤ 農業用共同倉庫等の整備	限度額有	限度額有
	⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	限度額有	限度額有
	⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	-	-

○既存ストックを活用した事前移転の推進

人口減少や少子高齢化により全国的に空き地や空き家の数が増加 ▶【課題】市街地のスポンジ化

移転先の選定タイプ

① 団地造成タイプ：新規に住宅団地を造成

② 差し込みタイプ：空き地・空き家などの

既存ストックを活用

差し込みタイプの全国初の事例として、R6年度より1自治体が事前移転に着手しているが、更なる活用を推進するため、**差し込みタイプの集団移転を行う場合における補助対象経費の限度額の見直しを行う**

差し込みタイプによる効果

安全性の向上

スポンジ化抑制

行政コストの効率化

+

住宅立地の適正化

1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

(2) 能登半島地震からの復興支援

令和6年能登半島地震で被災した地域において、本格化する復興の取組を一層後押し、迅速かつ確実な復興を実現するため、復興拠点の整備など各市町村が進める復興まちづくりをソフト・ハード両面から強力に支援する。

都市再生整備計画事業、まちなかウォークアブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業、暮らし・にぎわい再生事業

市町村が策定した復興計画等に復興拠点として位置付けられた区域等において、拠点施設や都市基盤、拠点間を結ぶ公共交通に係る施設の整備等を総合的かつ重点的に支援する。

支援対象イメージ



地域の拠点となる交流センター



災害時に活用可能な広場



賑わいを生み出す公共空間整備



拠点間を結ぶ公共交通に係る施設

都市・地域交通戦略推進事業	補助	11.3億円(1.13倍)
まちなかウォークアブル推進事業	補助	12.5億円(2.12倍)
官民連携まちなか再生推進事業	補助	3.7億円(1.22倍)
都市再生整備計画事業、まちなかウォークアブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業、暮らし・にぎわい再生事業、都市防災総合推進事業	社総交 防安交	6,089億円の内数 10,405億円の内数

都市防災総合推進事業

能登半島地震の被災地において、早期に復興まちづくりを進めるために、復興まちづくり計画策定から緊急避難施設等整備までの一連の復興事業を総合的に支援する。



復興まちづくり計画策定に向けた住民等による現地調査



避難場所に向かう避難路

官民連携まちなか再生推進事業

官民連携による復興まちづくりに向けたエリアのビジョンの策定、復興過程における社会実験やプロモーション等の取組を支援する。



ビジョン策定に向けたワークショップ



賑わい創出に向けた社会実験

(3) 液状化対策の推進

宅地耐震化推進事業 防交安 **10,405億円の内数**

令和6年1月に発生した能登半島地震における液状化による広域な宅地被害を踏まえ、大地震時等に液状化現象が発生する可能性のある地域において、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

能登半島地震の液状化被害



※被災件数は2月28日時点で国土交通省都市局が把握している箇所の推定値

宅地耐震化推進事業

【宅地の液状化による変動予測調査】

液状化による顕著な被害の可能性がある区域の把握のための地盤調査やハザードマップの作成等に対する取組を支援する。

【宅地液状化防止事業】

液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された一団の土地の区域について、公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策工事に対する取組を支援する。

宅地の液状化対策に対する支援の強化

地震による公共施設と宅地の液状化被害を防ぐため、地盤調査やハザードマップの作成等により被害リスクを把握し、顕著な被害の可能性が高いと判定された場合は、対策工事による安全性の確保を推進する必要がある。

＜対策工事の例＞



▶公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策の取組が円滑に行われるよう、**対策工事に対する支援の強化**を図る。

1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

(4) 事前防災・復興まちづくりの推進

都市防災総合推進事業 防災交 **10,405億円の内数**
 都市再生コーディネート等推進事業 補助 **9.4億円(1.08倍) 等**

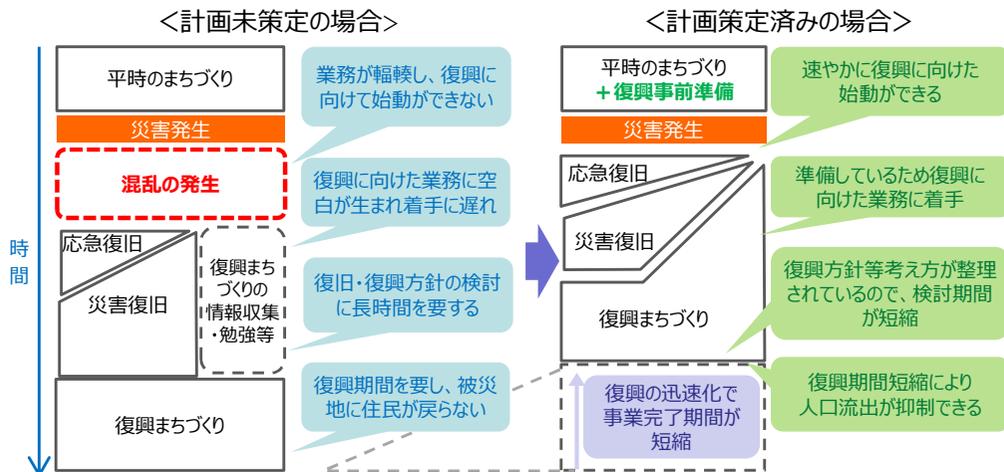
地震や津波被害に限らず、大規模自然災害による被害が想定される地域は数多く存在しており、このような地域においては、発災後の対応だけでなく、平時からの備えとして、事前防災まちづくりを行うことが重要である。

そのため、能登半島地震などの復興まちづくりや平時からの事前防災まちづくりを推進する。

都市防災総合推進事業 等

○事前復興まちづくり計画策定支援の強化

被災後の早期かつ的確な復興まちづくりを可能とするため、復興まちづくりの目標や実施方針等を盛り込んだ、将来の都市構造と整合が図られ実現性の高い事前復興まちづくり計画の策定支援を強化する。



○安全・安心な避難経路の確保

能登半島地震の教訓を踏まえ、津波からの確実な避難のため、全国の津波災害のおそれがある区域における避難経路整備等への支援を強化する。

都市再生コーディネート等推進事業

○事前防災・復興まちづくりへの支援強化

復興まちづくりを進めるに当たっては、住民・事業者の意向把握を踏まえた事業手法の検討など、まちづくりの専門家による重点的かつ継続的な技術支援が必要である。

また、全国各地において、平時からの備えとして事前防災まちづくりを行うことが重要である。

事前防災・復興まちづくりを推進するために
 UR都市機構が実施するコーディネート支援を強化する。

【支援イメージ】



事前防災・復興まちづくりに関する研修



復興まちづくりに向けた現地調査

(5) 防災公園の機能強化等による都市の防災性向上

都市公園・緑地等事業 防交 10,405億円の内数

防災公園は、災害発生時の避難場所となるほか、救援救護活動の前線基地、災害復旧活動の拠点、復旧のための資機材や生活物資の中継基地になる等、都市の防災性向上において必要不可欠なインフラである。

防災公園の整備のみならず、既設の防災公園の機能強化への支援を通じ、激甚化・頻発化する風水害・土砂災害や大規模地震・津波に対する都市の防災性向上に資する取組をより一層推進する。

都市公園・緑地等事業

○防災公園の機能強化等の推進

防災公園における備蓄倉庫、耐震性貯水槽、非常用井戸、非常用発電施設、防災トイレ等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災公園の機能強化、都市の防災性向上を推進する。

【防災公園の機能と役割】（地域防災計画等に位置付けられるもの）

機能区分	役割	面積等
一次避難地	主として周辺住民の避難収容、広域避難地への段階的な避難等、一次避難地としての機能を発揮する都市公園	面積 2ha以上
↓		
避難路	周辺住民の一次避難地等への避難路となる都市公園	幅員 10m以上
↓		
帰宅支援場所	主として都心部から郊外部への帰宅者の支援場所としての機能を発揮する公園緑地	500㎡以上
広域避難地	広域的な避難地としての機能を発揮する都市公園	面積 10ha以上
地域防災拠点	広域防災拠点や避難地との円滑なアクセス性が確保され、救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地としての機能を発揮する都市公園	面積 概ね10ha以上
広域防災拠点	災害復旧活動の支援拠点、復旧のための資機材や生活物資の中継基地等、広域防災拠点の機能を発揮する都市公園	面積 概ね50ha以上

【防災公園における災害応急対策施設】



▲備蓄倉庫



▲非常用井戸



▲耐震性貯水槽



▲非常用発電施設

写真(左上,右上,右下)提供：UR都市機構

1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

(6) 能登半島地震を教訓とした災害に強い市街地整備

能登半島地震の被災地復興に向けたまちづくりを推進するとともに、能登半島地震で大きな被害が発生した老朽建築物が集積する地区等について、事前防災の観点からの災害に強いまちづくり、被災時に迅速な復興が可能となる防災対策を推進する。

都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業

火災で広範囲に延焼した輪島朝市地区と同様に、古くからの商店街地区など老朽建築物が連担し、更新が進まない老朽市街地に対し、事前防災の観点から自立的更新を促すため、合意形成の支援など、初動期における事業化に向けた環境整備に係る支援を強化する。



災害の危険性が懸念される老朽市街地



出典：国土地理院WEBサイト

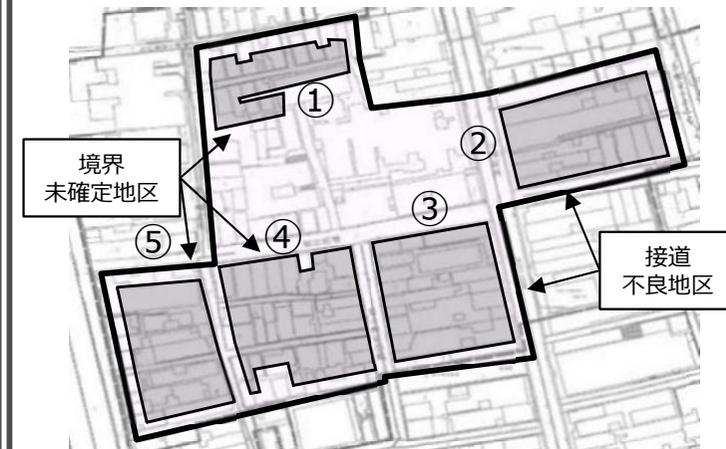
被災前後の輪島朝市地区

都市再生区画整理事業

大規模な災害からの迅速な復興や事前防災を推進するためには、老朽化した市街地の更新が重要であり、機動的な区画整理の実施により防災性の高い市街地を形成していくことが有効であるため、小規模な区画整理を連鎖的に支援すること等により、災害に強いまちづくりを推進する。

■対象地区イメージ

- ・複数の小規模な事業（下図の①～⑤）を含む一団の区域



1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

(7) 盛土の安全確保対策の推進

盛土規制法に基づく危険な盛土に対する規制が速やかに、かつ、実効性を持って行われるよう、都道府県等による規制区域指定のための基礎調査の速やかな実施を支援するとともに、危険な盛土に対する安全性把握調査や安全対策等の取組を支援する等、盛土による災害の防止に向けた取組を推進する。

盛土規制法の概要

1. スキマのない規制

◇盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、盛土等を許可制に

3. 責任の所在の明確化

◇土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を明確化

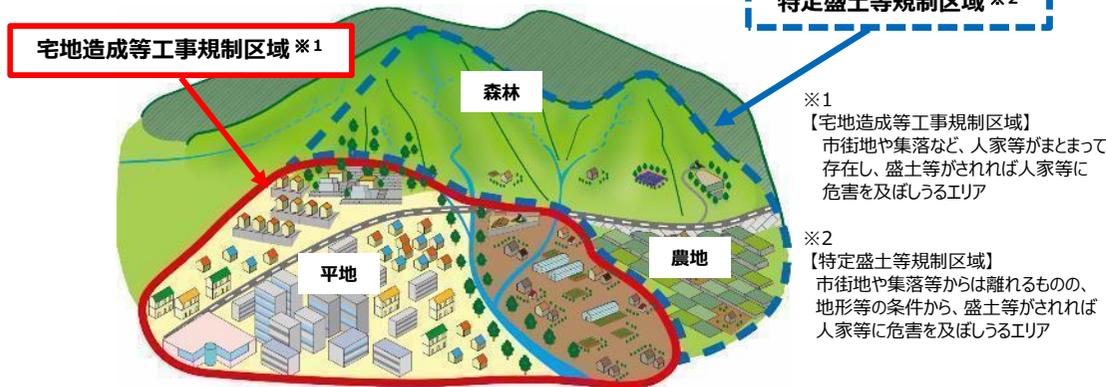
2. 盛土等の安全性の確保

◇災害防止のために必要な許可基準を設定し、検査等で確認

4. 実効性のある罰則の措置

◇条例による罰則の上限より高い水準に強化

【盛土規制法に基づく規制区域のイメージ】



盛土の安全対策に対する支援による取組の推進

【都市防災総合推進事業】

▶規制区域指定のための調査に対して支援を行うとともに、危険な盛土の把握等のための調査に対する取組を支援する。

※令和6年度までに限り、国費率1/3から1/2へ高上げを行っている

都市防災総合推進事業

▶盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土等の把握が速やかに行われるよう、基礎調査に対して引き続き重点的に支援する。

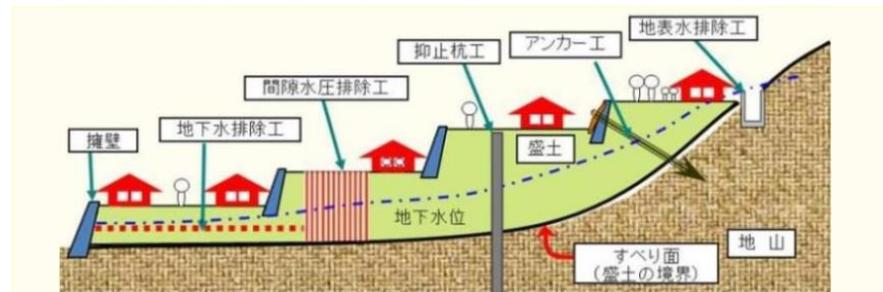
【盛土緊急対策事業・宅地耐震化推進事業】

▶行為者等による是正措置を基本としつつ、地方公共団体による盛土の安全性把握のための詳細調査や危険な盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に対する支援を行う等、取組を推進する。

大規模盛土造成地の安全対策

大地震等による大規模盛土造成地の滑動崩落を未然に防ぐため、地盤調査等による安全性把握調査を行うとともに、安全対策が必要な場合には、対策工事による安全性の確保を推進する。

【大規模盛土造成地の滑動崩落防止工法のイメージ】



1. 安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

(8) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の着実な推進

近年、激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震の発生リスク、インフラ老朽化に対し、災害から国民の命と暮らしを守るため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(R2.12.11閣議決定)に基づき、着実に事業を推進する。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

防災公園の機能確保

多様な災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地、防災拠点としての機能を確保する。

- 【KPI】機能を十分発揮させるために整備が必要な防災公園(約160箇所程度)の対策実施率
- 現状： - ⇒ 令和7年度達成目標：80%
 - 5か年加速化対策による達成年次の前倒し
令和13年度 ⇒ 令和9年度



都市公園の老朽化対策

都市公園においてインフラ長寿命化計画に基づく老朽化対策を進め、予防保全型管理への移行を図る。

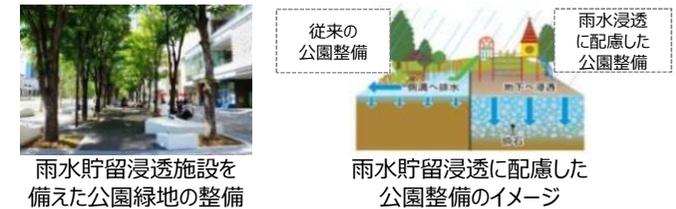
- 【KPI】インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園(約66,000公園)のうち、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を実施できている都市公園の割合
- 現状：31% ⇒ 令和7年度達成目標：80%
 - 5か年加速化対策による達成年次の前倒し
令和12年度 ⇒ 令和9年度



グリーンインフラを活用した防災・減災

雨水の貯留浸透機能等の高いグリーンインフラの創出・保全等災害の低減に資する取組を支援する。

- 【KPI】全国の主要都市(30都市を想定)における防災・減災に資するグリーンインフラの取組実施率
- 現状：10% ⇒ 令和7年度達成目標：90%
 - 5か年加速化対策による達成年次の前倒し
令和11年度 ⇒ 令和8年度



災害に強い市街地形成

災害の危険性の高い区域における都市機能の移転、防災機能強化等を計画的に推進することで、市街地における災害による被害を軽減する。

- 【KPI】面的な市街地整備等の実施地区における都市機能の移転や防災機能強化等に令和3年度以降に取り組む地区(40地区)の対策実施率
- 現状： - ⇒ 令和7年度達成目標：70%
 - 5か年加速化対策による達成年次の前倒し
令和12年度 ⇒ 令和9年度

【医療・福祉施設等の防災機能強化のイメージ】



大規模盛土造成地等の耐震化

個別の大規模盛土造成地等において、地盤調査等の安全性の確認・把握等を実施する。

- 【KPI】①大規模盛土造成地を有する約1,000市区町村における、安全性把握調査の着手率
②液状化ハザードマップ高度化の実施市区町村数
- ①現状：4.1% ⇒ 令和7年度達成目標：60%
 - ②現状： - ⇒ 令和7年度達成目標：25市区町村
 - 5か年加速化対策による達成年次の前倒し
①令和27年度 ⇒ 令和12年度
②令和36年度 ⇒ 令和14年度



地下街の耐震性向上等

耐震対策・漏水対策、避難施設や防災施設整備により利用者等の安全な避難等のための適切な機能を確保する。

- 【KPI】全国の地下街79箇所を対象として、地下街防災推進計画等に基づく耐震対策が完了した地下街の割合
- 現状：57% ⇒ 令和7年度達成目標：80%
 - 5か年加速化対策による達成年次の前倒し
令和18年度 ⇒ 令和15年度



2. まちづくりGX

(1) 改正都市緑地法等を踏まえた緑地確保の推進

まちづくりGX緑地確保推進調査 調査 0.3億円(皆増)

都市公園・緑地等事業 社総交 6,089億円の内数

令和6年5月に成立した都市緑地法等の一部を改正する法律により創設された、国による緑の基本方針の策定や、企業等による優良な緑地確保の取組を国土交通大臣が認定する制度について、改正法の効果を最大化するため、地方公共団体が活用可能な緑被率算定のための簡易な手法の開発や、認定された緑地を国内外に広く発信するための広報ツールの作成等の環境整備を進める。加えて、ネイチャーポジティブの実現に向けて、生物多様性の確保に資する都市公園の整備を推進する。

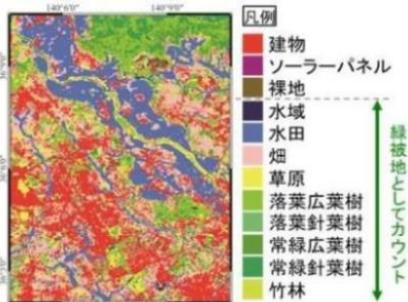
まちづくりGX緑地確保推進調査

緑の基本方針に基づく地方公共団体による緑の計画の策定促進や、認定制度を契機とした緑地確保の取組拡大に向け、以下の取組を実施する。

【地方公共団体による 緑の計画策定】

地方公共団体が策定する緑の計画において必要となる緑被率※について、衛星データや既存データを活用した簡易な算定手法を国が開発し、提供することで、計画の策定を支援する。

※緑地に覆われている土地の面積の割合



出典：JAXA高解像度土地利用土地被覆図

【企業等による優良な 緑地確保の取組】

国土交通大臣による認定を受けた企業等の事例を国内外に広く周知することで、国際目標に対する日本の取組をPR。投資家や金融機関と緑地確保に取り組む企業をつなぎ、緑地確保の取組への投資に向けた機運を醸成する。



大手町の森（東京都千代田区）

都市公園・緑地等事業

令和6年4月に「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けた「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が成立し、生物多様性の維持・回復・創出に資する「地域生物多様性増進活動」等を主務大臣が認定する制度が創設されたところである。

生物多様性の確保に資する都市公園の整備等を推進するため、これらの活動区域に位置付けられた公園等の整備を支援する。

■ 先行的事例である「自然共生サイト」に認定された都市公園



長池公園（東京都八王子市）

地域住民が主体となって、創意工夫を凝らした自然保全型の里山管理を実施している事例



尼崎の森中央緑地（兵庫県尼崎市）

工場跡地で周辺地域に自生する植物から育てた苗を使い100年がかりの森づくりに取り組む事例

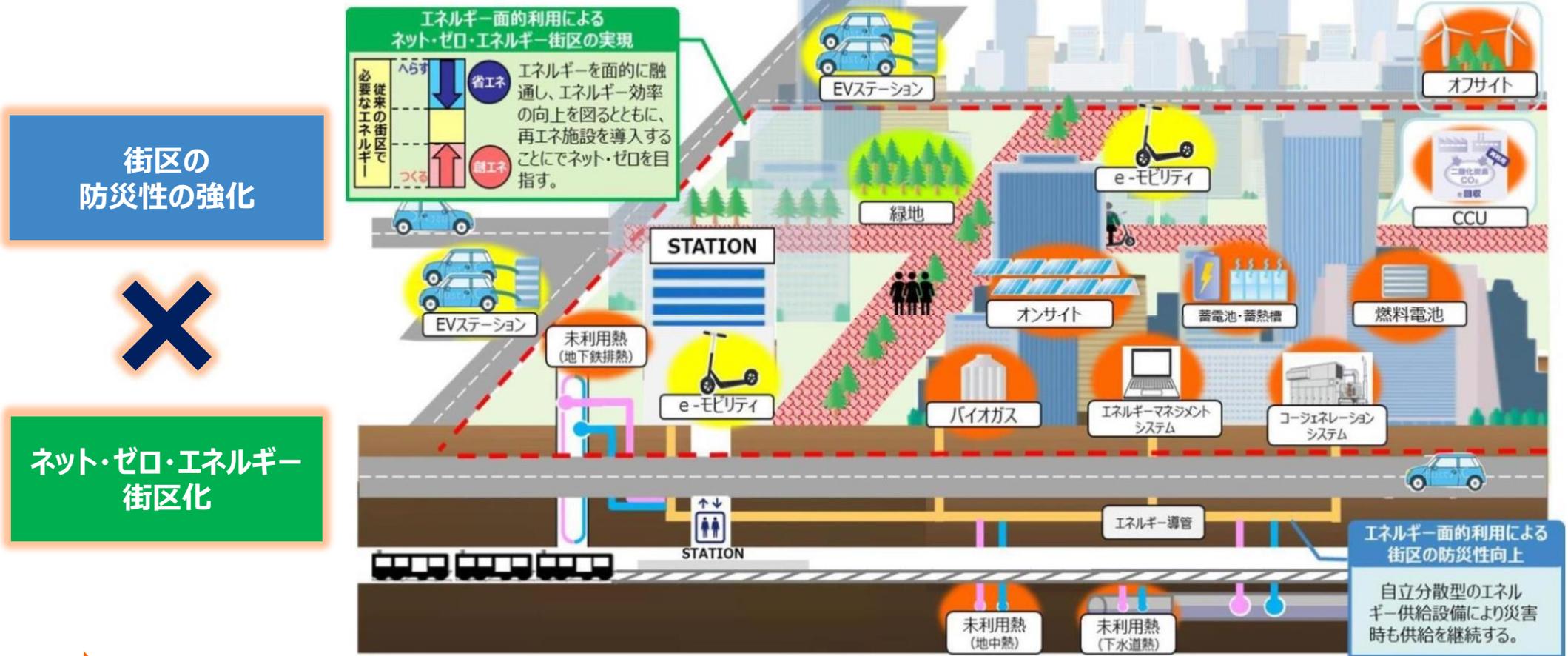
2. まちづくりGX

(2) ネット・ゼロ・エネルギー街区の実現に向けたエネルギーの面的利用の推進

国内におけるCO2排出量のうち、都市活動に由来するものは約5割となっており、カーボンニュートラルの実現に向けては都市部における徹底的な省エネ及び非化石エネルギーへの転換が喫緊の課題である。

このため、エネルギーの面的利用と組み合わせた省エネと創エネ等への支援により、段階的な取組や先進的・総合的な取組を推進することで、街区の防災性能の強化に加え、環境性能の強化を行い、ネット・ゼロ・エネルギー街区の実現を図る。

エネルギーの面的利用の推進



街区の防災性の強化に加え、ネット・ゼロ・エネルギー街区化を進めることによりまちづくりGXの実現を目指す。

2. まちづくりGX

(3) 都市の脱炭素化の推進

脱炭素・クールダウン都市開発推進事業	補助	0.7億円(皆増)
まちづくりファンド支援事業	補助	3.0億円(3.00倍)
民間都市開発推進資金	貸付	40.0億円(2.00倍)
メザニン支援事業	政府保証	1,200.0億円(2.00倍) 等

気候変動に対応する取組の重要性が高まる中、都市の脱炭素化を推進するため、脱炭素都市再生整備事業の認定事業者による先進的な脱炭素化の取組や、都市再生緊急整備地域等における先進的な暑熱対策の取組を支援する。また、認定事業者による都市の脱炭素化に資する設備や、暑熱対策に効果的な施設等を含む都市開発事業に対して、民都機構による金融支援を行う。

脱炭素・クールダウン都市開発推進事業

令和6年5月に改正された都市再生特別措置法により、都市の脱炭素化の取組を加速化するため、脱炭素都市再生整備事業の認定制度が創設されたところである。

同認定制度の認定事業者による都市の脱炭素化に資する先進的な取組に係る実証事業を支援するとともに、都市再生緊急整備地域等における、都市の暑熱対策に係る先進的な実証事業を支援する。また、これらの実証成果レポートを広く公表し、実証地域外への横展開を図る。

取組イメージ

- ①水素エネルギーの都市開発への導入など、都市の脱炭素化に資する先進的な取組の実証事業※脱炭素都市再生事業の認定事業者に限る
- ②路面温度を下げる透水性・湿潤舗装など、都市の暑熱対策に資する先進的な取組の実証事業
- ③調査レポートの公表など実証成果の横展開の取組



民都機構による金融支援

緑地等管理効率化設備や再生可能エネルギー発電設備等の都市の脱炭素化に資する設備の整備や、都市の暑熱対策の取組を含む施設整備に対して、民都機構が金融支援を行うことで、都市の脱炭素化及び暑熱対策の推進を図る。

支援対象イメージ



- <都市の脱炭素化イメージ>
- ①緑地等管理効率化設備を導入した都市開発事業
 - ②再生可能エネルギー発電設備
- <都市の暑熱対策イメージ>
- ③屋外通路部分に設置されたシェードとミスト

2. まちづくりGX

(4) デジタルも活用した暑熱対策の検討の推進

都市空間情報デジタル基盤構築調査	調査	18.5億円(1.68倍)
都市空間情報デジタル基盤構築支援事業	補助	27.5億円(2.50倍)
スマートシティ実装化支援事業	補助	2.5億円(1.01倍)
官民連携まちなか再生推進事業	補助	3.7億円(1.22倍)

猛暑の中でも安全・快適に外出できる都市環境を目指して、デジタル技術を活用し、日射や空気の対流、人口動態を踏まえた暑熱対策の検討や、官・民での計画策定・社会実験等を支援する。

都市空間情報デジタル基盤構築調査／支援事業

暑熱対策等の様々な分野における地域課題の解決に役立つ、3D都市モデルのユースケースを開発・支援する。

取組イメージ

3D都市モデルと気象データ等を活用して温熱環境シミュレーションを実行し、その結果を3D都市モデルと重ねることで可視化



スマートシティ実装化支援事業

暑熱対策等の国として戦略的に取り組む政策分野において、スマートシティ施策の開発・実証を重点的に支援する「戦略的スマートシティ実装タイプ」を創設する。

取組イメージ

街路樹や日よけ、人工ミスト等を効果的に設置することによる、人々の体感温度の変化や人流への影響を、デジタル技術を活用し検証



官民連携まちなか再生推進事業

多様な主体による計画策定や涼しい時間帯での経済活動を創出するための社会実験等の支援を実施する。

取組イメージ

官民連携による暑熱対策の検討を行い、ナイトマルシェ等による賑わいの創出や簡易的な涼の確保に関する実験を実施



2. まちづくりGX

(5) まちなかのクールスポット創出等の取組への重点支援

緑陰やシェード、ミスト等のまちなかでの暑さをしのぐクールスポットの創出など、暑熱対策に官・民で複合的に取り組む地域に対して重点的に支援するとともに、民間事業者の先進的な実証事業への支援や金融支援を通じ、暑熱対策を実施する取組を推進する。

まちなかウォーカブル推進事業、都市再生整備計画事業、都市公園・緑地等事業	社総交	6,089億円の内数
都市構造再編集集中支援事業	補助	788.3億円(1.13倍)
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	補助	1.5億円(1.08倍)
脱炭素・クールダウン都市開発推進事業	補助	0.7億円(皆増)
民間都市開発推進資金	貸付	40.0億円(2.00倍) 等

まちなかウォーカブル推進事業

ウォーカブルエリア内において、日よけや冷却ベンチ等の冷却効果の高い施設の設置に対して重点的に支援を実施する。



日よけ (千葉県千葉市)



冷却ベンチ (兵庫県神戸市)

都市構造再編集集中支援事業、都市再生整備計画事業

都市機能誘導区域等内の拠点エリアにおいて、冷却効果の高い施設や暑さをしのぐ休憩施設等の設置に対して重点的に支援を実施する。



シェルターと水路 (北海道上川町)



ミスト付きシェルター (群馬県前橋市)

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

人が集まるまちなかにおいて、暑熱対策に関する目標を設定し、実施される緑化等の取組について支援を強化する。



緑地による冷涼空間の形成イメージ



脱炭素・クールダウン都市開発推進事業

都市の暑熱対策に係る民間都市開発事業者の先進的な取組の実証事業に対して支援を実施する。

〈実証イメージ〉

外部への熱放射を抑える外装の都市開発への導入実証



民都機構による金融支援

民間都市開発事業者等による、暑熱対策の取組を含むハード整備に対して民都機構が金融支援を実施する。



〈支援対象イメージ〉

屋外通路部分に設置されたシェードとミスト

(1) 立地適正化計画の実効性の向上

コンパクトシティ形成支援事業 補助 6.4億円(1.11倍)

立地適正化計画の実効性を高めていくためには、適切な計画の評価・見直しを図るとともに、計画作成の更なる推進が必要である。そのため、「まちづくりの健康診断体系の確立」「広域連携の推進」「データ整備・標準化」など実効性の向上に資する取組を推進する。

立地適正化計画の実効性の向上に向けた方向性

有識者からなる検討会で、立地適正化計画の実効性向上のための案を整理。

「立地適正化計画の実効性向上のあり方検討会」

持続可能な都市構造の実現のため、立地適正化計画は『立適^{プラス}』へ
 ～「まちづくりの健康診断（まち診）」を通じた評価・見直しを行い、実効性をプラスした計画へ～

適切な評価(まちづくりの健康診断)に基づく計画見直しの推進

● 適切な計画の評価・見直しの推進

- ・容易に評価・見直しができるようなデータの整備と標準的な評価構造、評価に基づく見直しの方策の提示
 →評価レポート(まちづくりの健康診断)の提供

● 評価構造、評価指標の整合性確保

- ・居住と都市機能の誘導状況を把握する指標のみならず誘導施策の実施状況や間接的な効果も評価
- ・評価の判断に影響を与える誤差や都市の状況も考慮

● 精度確保・効率化に資するデータ整備の推進



必要性を踏まえた更なる裾野拡大

● 立地適正化計画の必要性も加味して取組を推進

● 作成に向けての隘路に対策を実施

- ① 作成が必要か現状認識ができるようにする
- ② 広域的な検討ができるようにする
- ③ 政策判断が容易にできるようにする
- ④ 実施体制が確保できるようにする
- ⑤ 幅広い理解醸成を図る



国による推進策の方向性

健康診断体系の確立

評価スキームを構築し、データを標準化見直し方法を含めて市町村に提示未作成自治体への訴求にも活用

人材確保等への支援

広域連携の推進

都道府県や広域主体の役割の明確化、連携が想定される周辺市町村へのデータ提供、連携方法やノウハウ等情報提供

データ整備・標準化

制度・効果の理解醸成

持続可能な都市の実現に向けたまちづくりの推進

- 裾野拡大に向けた計画作成を推進する。
- 実効性向上に向けた適正な評価・見直しを推進する。

【コンパクトシティ形成支援事業】

3. コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展

(2) 市町村域を越えた広域連携の強力な推進

先導的まちづくり調査 調査	3.0億円(1.10倍)
コンパクトシティ形成支援事業 補助	6.4億円(1.11倍)
都市構造再編集中支援事業 補助	788.3億円(1.13倍)

立地適正化計画の実効性を高めていくためには、各市町村がそれぞれの域内で取組を行うのみならず、市町村域を越えた広域的な取組を進めていくことが重要である。一方で、広域連携を進めるに当たっては自治体間での合意形成にハードルがあるため、これを克服するための取組を国として推進する。更に、広域連携を行い、立地適正化の取組を行う場合に強力に支援する事業を新たに創設する。

広域連携の課題を解消するための取組の推進

- 広域連携が、持続可能な地域づくりのために必要であるという気づきを生み出すための、必要なデータ整備を国として推進する。
- 広域連携を具体的に進めていくためのノウハウを提供するため、モデル事例を創出し、横展開を実施する。

【先導的まちづくり調査】

- 広域的な立地適正化の方針を作成する際の支援を強化する。

【コンパクトシティ形成支援事業】



広域連携立地適正化事業（仮称）の創設

- 連携中枢都市圏における連携協約など地方自治法に基づく事務の共同処理の制度等を活用しつつ、複数市町村が共同して立地適正化の取組を行う場合に、強力に支援する「広域連携立地適正化事業（仮称）」を都市構造再編集中支援事業の一部として創設する。
- 同事業においては、現行の都市構造再編集中支援事業における公共公益施設の整備等に対する支援に加え、広域の拠点となる基幹的な施設の整備に対する重点的な支援等を実施する。

【都市構造再編集中支援事業】



- ・地方自治法に基づく事務の共同処理の制度等を活用し連携
- ・広域的な立地適正化の方針を作成



「広域連携立地適正化事業（仮称）」

都市構造再編集中支援事業において支援対象の公共公益施設整備に加え
広域の拠点となる施設の整備に対してより重点的に支援

(支援イメージ)

広域的な立地適正化の方針等に位置付けられた誘導施設*の整備や、これに伴い廃止される他市町村の施設の除却等



*医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設

都市・地域交通戦略推進事業 補助 11.3億円(1.13倍)

都市構造再編集中支援事業 補助 788.3億円(1.13倍)

まちなかウォークブル推進事業 補助 12.5億円(2.12倍)

都市再生整備計画事業、まちなかウォークブル推進事業、社総交 6,089億円の内数
都市再生区画整理事業、都市・地域交通戦略推進事業 防安交 10,405億円の内数

3. コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展

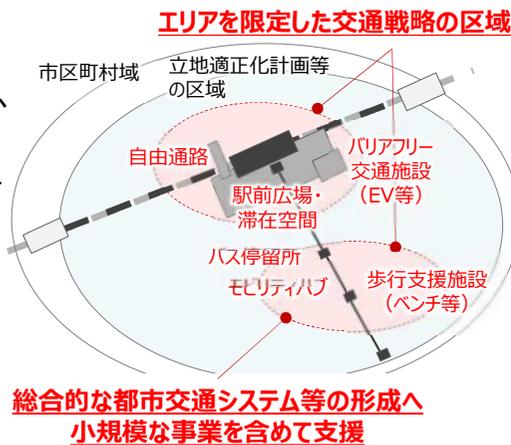
(3) コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた戦略的取組の推進

「コンパクト・プラス・ネットワーク」および多様なライフスタイルを支える「人間中心のまちづくり」の実現に向け、立地適正化計画やウォークブルな空間づくり、都市交通に関する総合的な計画との連携を重視した戦略的なまちづくりに関する事業に対して、きめ細やかな支援を強化する。

都市・地域交通戦略推進事業

■ 支援対象のイメージ

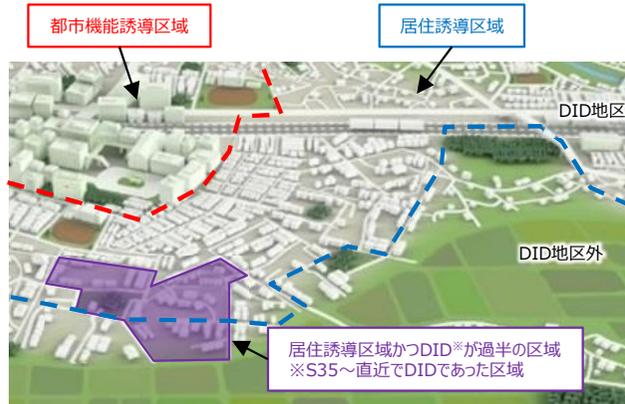
立地適正化計画等と連携し、移動サービスの質の向上を図るため、一定のエリアに必要な都市交通施策を具体的に示した都市交通戦略の策定を必須化し、総合的な都市交通システムや街路空間の形成に対して、小規模な事業を含め、きめ細やかな支援を強化する。



都市再生区画整理事業

■ 支援対象のイメージ

立地適正化計画の実効性の向上を図り、コンパクトな都市構造を実現するため、居住誘導区域内において実施される事業に対して、人口動態の変化など、地域の実情を踏まえ、集中的な支援を実施する。

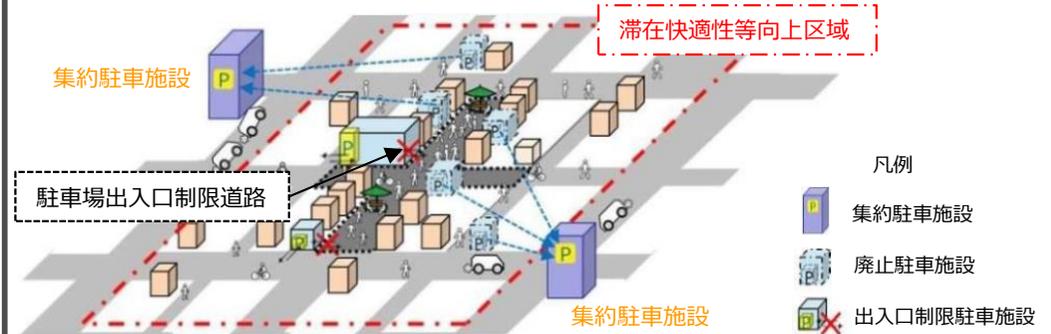


エリア単位での駐車場マネジメントの推進

都市空間の有効活用や「人間中心のまちづくり」の実現に向け、既存の駐車場の集約化、土地利用転換等により、駐車場の需要・供給や配置の適正化を図るため、自治体による駐車場のマネジメントに係る計画（駐車場マネジメント計画）の策定及び当該計画に基づく取組への支援を強化する。

【都市・地域交通戦略推進事業、都市構造再編集中支援事業、まちなかウォークブル推進事業、都市再生整備計画事業】

■ 滞在快適性等向上区域における駐車場集約化のイメージ



■ 駐車場の土地利用転換の事例



新栄テラス（福井県福井市）：中心市街地にあった駐車場を土地利用転換して屋外広場として活用

4. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化

(1) 地方都市等の再生

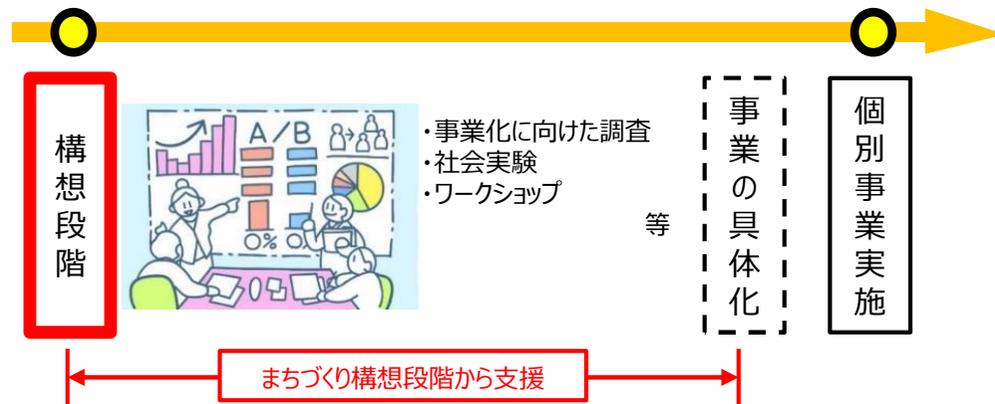
地方都市の再生や中心市街地等の活性化等を図るため、まちづくり構想段階等における支援、地域資源を活かしたエリア価値向上に資する官民連携によるまちづくりの立ち上げ段階の支援強化、歴史的資源を有するエリアにおける賑わい・交流・生業の創出等に寄与する施設整備を支援することで、地方都市等におけるまちづくりの更なる推進を図る。

都市構造再編集中支援事業	補助	788.3億円(1.13倍)
まちなかウォークアブル推進事業	補助	12.5億円(2.12倍)
官民連携まちなか再生推進事業	補助	3.7億円(1.22倍)
都市再生整備計画事業、まちなかウォークアブル推進事業、市街地再開発事業等	社総交 防安交	6,089億円の内数 10,405億円の内数

まちづくり構想段階等を支援

中心市街地やまちの拠点において、まちづくり構想段階から官民が連携し、将来的な空間の使い方を含めた公共公益施設整備のあり方を検討することが重要であるため、まちづくり構想段階から支援することで、既存ストック活用を含む持続可能なまち・空間づくりを推進する。

【都市構造再編集中支援事業等】



中心市街地等の地域の拠点となるエリアにおける、市街地再開発事業等を核とした持続的な再生を促進するため、計画策定や権利調整等を行う事業初動期を重点的かつ柔軟に支援することで、円滑な事業推進が図れるように誘導する。

【市街地再開発事業等】

まちづくり専門家による伴走を支援

まちづくりに関する専門家による地域や自治体への伴走支援を推進することで有効な地域資源の発掘・活用、まちづくり人材の育成やネットワーク組成、円滑な官民連携体制の構築を図る。【官民連携まちなか再生推進事業】



地域資源の発掘・活用



まちづくり人材の育成やネットワークの組成

地域資源を活かしたまちづくり

高齢化、空き家、生業不足等の課題に対応し、創業支援施設の整備等、地域資源を活かしたまちづくりを支援することで、地域の賑わい・交流・生業の創出を促進する。

【都市構造再編集中支援事業等】



文化財を活用したチャレンジショップ



4. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化

(2) 国際競争力強化のための都市再生の推進

国際競争拠点都市整備事業 補助 **156.7億円(1.20倍)**

メガzin支援事業 政府保証 **1,200.0億円(2.00倍)**

諸外国において、コロナ後の経済・社会システムの再構築を見据えて、大規模投資を官民一体となって推進している中、我が国においても交通利便性や業務機能の集積の程度が高く、経済活動が活発なビジネス拠点を形成し、大都市の国際競争力を強化するため、都市の中核拠点において、道路や鉄道施設等の重要インフラや市街地開発事業等の都市基盤整備を集中的かつ重点的に推進するとともに、金融・税制支援を通じて優良な民間都市開発事業を推進する。

国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

我が国の都市の国際競争力を強化するため、大都市の拠点となるエリアにおいて、都市基盤整備を重点的に進めることにより、国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成を図る。

支援内容

- ①道路の新設又は改築 ②鉄道施設の建設又は改良
- ③バスターミナルの整備 ④鉄道駅周辺施設の整備 ⑤市街地再開発事業
- ⑥土地区画整理事業 ⑦BRTの整備 ⑧史跡等一体都市開発事業
- ⑨①～⑧と一体的に整備する情報化基盤施設の整備

〈支援事例〉 渋谷駅周辺地域



※現時点でのイメージであり、今後の検討により変更される可能性があります。

提供：渋谷駅前エリアマネジメント協議会

渋谷駅の機能更新や民間開発プロジェクトとあわせて土地区画整理事業を実施することにより、駅前広場や自由通路等の公共空間を創出するとともに、多様な機能が集積する魅力ある拠点の形成を推進

優良な民間都市開発事業の推進（国土交通大臣認定制度）

国際性豊かな都市機能を整備し、海外から企業や人材を呼び込むため、優良な民間都市開発事業への金融・税制支援を通じ、国際ビジネス拠点に相応しい都市の形成を図る。

支援内容

- 税制支援
法人税等の割増償却、登録免許税等の軽減措置
- 金融支援
民間都市開発推進機構によるメガzin支援

〈支援事例〉



虎ノ門ヒルズ
ステーションタワー
(東京都港区)

駅と周辺を結ぶ歩行者ネットワークを整備し、ビジネス発信・宿泊機能等により国際ビジネス拠点を形成



天神ビジネスセンター
2期プロジェクト
(福岡県福岡市)

立体広場により地上と地下のアクセスを向上するとともに、高質なオフィス・商業空間を整備

5. まちづくりDX

(1) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

都市空間情報デジタル基盤構築調査 調査 **18.5億円(1.68倍)**
 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 補助 **27.5億円(2.50倍)**

Project PLATEAUでは、2020年から全国で3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進している。

本プロジェクトは5年目を迎え、実装フェーズへ移行したことを踏まえ、3D都市モデルの整備・活用の更なる効率化・汎用化や、防災、暑熱対策等の社会的必要性が高い分野におけるユースケースの開発といった基幹的施策を重点的に進める。また、2027年整備目標500都市に向けて地方自治体における3D都市モデル整備等への支援を拡充しつつ、民間サービス実装等へ支援対象を拡大する。

都市空間情報デジタル基盤構築調査

国によるPLATEAUを駆動させていくための基幹的施策

- | | | |
|--|---|---|
| 1 データ・カバレッジ拡大
モデル整備作業の自動化・効率化、データ形式標準最新化に向けた実務検討 | 2 ユースケース開発
防災、暑熱対策ユースケース開発、外部機関との連携強化、開発ツールの汎用化 | 3 コミュニティ形成
ナレッジ共有やネットワークのためのコミュニティ形成、若年層へのアプローチ強化 |
|--|---|---|



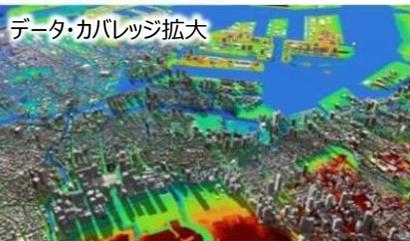
国による各主体の役割を円滑化・促進する環境整備施策

- | | | |
|---|---|--|
| 4 民間/自治体での実装
実装レベルのサービス開発・事業化・提供の促進、ニーズ・シーズマッチングの支援 | 5 地域のデジタルケイパ向上
自治体業務でデータが活用できる人材の育成、地場企業へのモデル整備技術普及 | 6 オープンイノベーション創出
新技術開発やデータ利用環境向上、初心者向けデータ処理技術のOSS開発 |
|---|---|--|



産学官連携によるエコシステム構築

自律的な実装を推進する、国、地方公共団体、産業界、研究機関の連携体制の構築



データ・カバレッジ拡大



地域のデジタルケイパ向上

整備都市拡大のための効率化やBIM等との連携を推進し、標準仕様CityGML3.0への転換も検討。

自治体へ3D都市モデルを活用した課題分析や政策検討の研修、地場企業へモデル整備研修を実施。

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための地方自治体への支援

補助対象事業

- 3D都市モデルの整備に関する事業**
 - ✓ 3D都市モデルの整備・更新、3D都市モデルの整備等に必要の元データの整備等、作成データを可視化するためのシステム導入・改修等
- 3D都市モデルの活用に関する事業**
 - ✓ 3D都市モデルを活用したユースケースの実装に必要な分析・シミュレーションやアプリ開発、政策活用等
- 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業**
 - ✓ 専門家派遣やワークショップ・ピッチイベントの開催、関連情報のデジタル化やGISシステムの導入・改修等

地域への実装イメージ



3D都市モデルをマインクラフトデータに変換し、子どもたちが自由な発想でまちづくりを検討するアイデアコンペを実施（香川県高松市）

民間サービス等への実装領域拡大

補助対象の拡大

- 民間向け補助事業の創設**
 - ✓ 民間主体の3D都市モデルを活用した取組を後押しする「民間サービスタイプ」を創設
- 地方自治体のニーズに応じた補助事業者等の拡充**
 - ✓ 広域連合や一部事務組合等の特別地方公共団体や間接補助による整備・活用

補助率等

- 通常タイプ** 定率1/2
- 早期実装タイプ** 上限1,000万円 定額補助※

※早期に課題解決や新たな価値創造が図られる事業（事業初年度に限る。）

5. まちづくりDX

(2) スマートシティの実装化および海外展開の推進

スマートシティ実装化支援事業 補助 **2.5億円(1.01倍)**

スマートサービス海外展開調査 調査 **0.3億円(1.00倍)**

AIや3D都市モデルを含めたデジタル技術の活用により都市の諸課題を解決し、新しい価値を創出する「スマートシティ」を実現するため、先進的な都市サービスの実証事業として、特に、国として戦略的に取り組む政策分野のスマートシティ施策を重点的に支援する。

また、デジタル技術等の活用は、海外における都市課題に対しても全体最適化が図れる方策と考えられるところであり、日本企業の海外展開を推進するため、データ・デジタル技術を活用した海外における都市開発の展開手法の調査を実施する。

スマートシティ実装化支援事業

■ 事業概要

○スマートシティ実行計画に基づく先端技術等を活用した先進的な都市サービスの実装化に向けて取り組むコンソーシアム※の実証事業を支援。

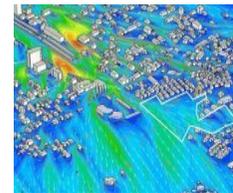
※民間事業者・地方公共団体を構成員に含む団体

○令和5年度に、早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業を重点的に支援する「都市サービス実装タイプ」を創設。

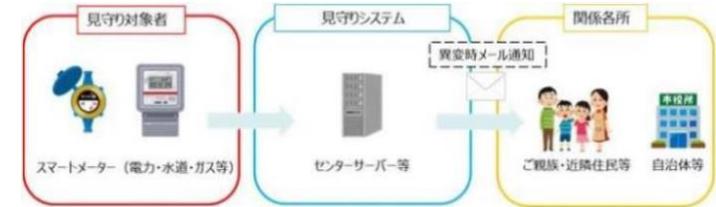


■ 戦略的スマートシティ実装タイプの創設

国として戦略的に取り組む政策分野のスマートシティ施策の開発・実証・実装を重点的に支援する「戦略的スマートシティ実装タイプ」を創設する。



【イメージ】
温熱環境シミュレーションに基づく暑熱対策と効果検証



【イメージ】
スマートメーターを活用した高齢者等の見守り

スマートサービス等を活用した都市開発の海外展開に向けた調査

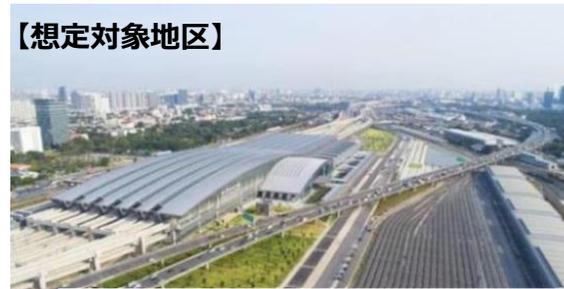
【目的】

・都市課題に対応するためのデジタル技術と都市開発のノウハウを相互促進的に発信することにより、日本政府・企業が行う都市開発に対する新興国等の関心を高める。

○ タイ・バンコクのクルンテープ・アピワット中央駅周辺地域の3D都市モデルを活用した渋滞・混雑緩和等のシミュレーションを実施し、当該地域における交通等の課題解決策を検討する。この動きにより、当該地域の開発事業への我が国企業の参画を促進する。

○ 令和7年度は、新たにインドネシア・ジャカルタのTOD候補地区の3D都市モデルを構築・活用を図る。

【想定対象地区】



クルンテープ・アピワット中央駅周辺 (タイ・バンコク)

(タイ政府広報局ホームページより)



3D都市モデルPLATEAUを活用した交通シミュレーション

6. 国際都市政策連携・海外展開

都市開発の海外展開 補助等 2.6億円(1.15倍)

(1) 国際的な都市政策連携および都市開発の海外展開

G7や国際機関との連携を強化し、先進的かつ持続的な都市政策を形成するとともに、我が国企業の海外展開とも連動し、途上国での政策形成を支援することで課題解決に貢献する。

また、政府の「2030年を見据えた新戦略骨子」等を踏まえて都市開発の海外展開を推進するため、UR等と連携し、公共交通指向型都市開発（TOD）や3D都市モデル等の日本の強みを生かした案件の展開を中心に、相手国のニーズを踏まえた取組を推進する。

国際機関との政策連携

国際的に豊富な調査・政策形成能力を有する国際機関（OECD、UN-Habitat）を通じて、我が国の先進的かつ持続可能性のある都市政策に関する調査研究、広報等を行うことで、将来的に国際標準化、我が国の取組・制度が普及することを目指す。

【経済協力開発機構等拠出金】



G7香川・高松都市大臣会合



@ドバイ
都市化と気候変動に関する閣僚級会合

デジタル分野の海外展開・国際協力

Project PLATEAUに関し、国際標準化団体（OGC）の会合への参加等により最新の技術動向の調査やコミットメントを強化しつつ、国際会議や展示会への参画等により本邦技術ホルダー企業の国際展開を促進する。

【都市開発の海外展開に向けた調査】



FOSS4G 2023 @コンボ



第6回SPP会合 @インドネシア

都市開発の海外展開

【相手国関係者等との関係構築】

特にTODや、デジタル活用といった要素を含む都市開発事業に焦点を当て、具体的な課題や事業箇所を念頭に置き、海外政府要人や有識者等との協議・意見交換等を実施する。

【我が国の制度の導入、基本構想の策定等による海外展開促進】

アジア新興国等において、競合国に対し日本が優位性を持つ都市開発制度や都市交通システム等の導入を促し、我が国企業による海外進出環境を整備する。

また、民間事業者等との連携により、都市開発の基本構想・計画等の策定に関与することで、我が国企業の海外進出を支援する。

- ・補助事業では、国内における都市開発の実績等の強みを持つ民間事業者等を通じて、案件の発掘や組成のための調査を実施
- ・直轄調査では、相手国政府との関係構築等に焦点を当てた調査を実施



TODに関する日・タイ連携を目的としたハイレベル会議の開催



出典：MRTジャカルタ（初期コンセプトデザイン）

今後TODが見込まれる地区（ジャカルタ・ドゥカアタス地区）

【都市開発海外展開支援事業、都市開発の海外展開に向けた調査】

7. 2027年国際園芸博覧会や首里城復元に向けた取組

(1) 2027年国際園芸博覧会に向けた取組

2027年国際園芸博覧会関係経費 補助等	2.9億円(1.98倍)
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業(2027年国際園芸博覧会) 補助	21.0億円(3.99倍)
2027年国際園芸博覧会政府出展調査 調査	15.2億円(7.35倍)

2027年国際園芸博覧会(略称:GREEN×EXPO 2027)は、SDGsの達成及びGXやグリーン社会の実現等に貢献する博覧会として、これからの自然と人・社会との持続可能性を追求し、世界と共有する場を目指す。

そのため、関係閣僚会議で決定された基本方針等に基づき、国際園芸博覧会協会が実施する会場建設に係る費用の一部補助、日本国政府出展及び参加招請活動等の開催に向けた準備を着実に進める。

2027年国際園芸博覧会に向けた取組



2027年国際園芸博覧会の概要

開催場所:	旧上瀬谷通信施設の一部(約100ha) (神奈川県横浜市旭区・瀬谷区)
開催期間:	2027年3月19日～9月26日(192日間)
参加者数:	1,500万人(ICT活用等の多様な参加形態を含む) (有料来場者数:1,000万人以上)
会場建設費:	320億円
会場運営費:	360億円
テーマ:	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
開催者:	(公社)2027年国際園芸博覧会協会



2027年国際園芸博覧会関連予算 総額 39.0億円

※計数はそれぞれ四捨五入しているため端数において合計と一致しない場合がある。

会場建設の推進(23.1億円)

- 閣議了解(令和3年6月22日)に基づき、国・地方公共団体・民間が会場建設費を負担する。
- 国際園芸博覧会協会が実施する会場建設工事等に対する補助を実施する。

日本国政府出展(15.7億円)

- 我が国の造園技術・伝統文化等の国内外への発信に向け、日本国政府出展を実施する。
- 政府出展基本計画等を踏まえ、建築・展示工事を実施する。
- 管理運営・行催事・広報の実施計画を策定する。

参加招請活動等(0.3億円)

- 国際博覧会に関する条約の規定に基づき、外国政府・国際機関等に対する参加招請活動を実施する。
- 博覧会国際事務局(BIE)総会等において博覧会の準備状況等を報告する。
- BIE局員の現地調査等への対応を実施する。

（2）首里城の復元に向けた取組

令和元年10月の火災により、正殿等9棟の建物が焼失した首里城について、関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、令和8年の復元に向けた正殿の本体工事を実施するとともに、北殿の設計等を進める。

正殿の本体工事等

- 「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、正殿の本体工事（令和4年～8年）を実施する。
- 正殿完成後に整備を行う北殿の設計を実施する。



▲首里城の状況（R5.11時点）

首里城の復元に関する技術検討

- 首里城の復元に向け、関係機関と連携をとりながら、技術検討委員会において、防火対策、材料調達、彫刻・装飾等を検討する。



▲技術検討委員会で検討された防火対策の概要

復元過程の公開

- 「見せる復興」の一環として、素屋根の見学エリアを設け、復元現場の様子を伝える取組を展開する。



▲正殿工事の様子が見える見学エリア（R5.8～）

首里城正殿等の復元に向けた工程表（令和2年3月 首里城復元のための関係閣僚会議決定） 抜粋

首里城正殿について、令和2年度（2020年度）早期に設計に入り、令和4年（2022年）中には本体工事に着工し、令和8年（2026年）までに復元することを目指すこととし、北殿や南殿等を含め復元に向けた取組みを進めることとする。その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

V. 令和7年度 都市局関係 税制改正要望事項

2027年国際園芸博覧会

○2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置

2027年に横浜で開催される国際園芸博覧会の円滑な準備及び開催に資するよう、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、参加者等に対して所要の措置を講じる。

【法人税・所得税・法人住民税・個人住民税・事業税・事業所税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税・国有資産等所在市町村交付金・自動車税・軽自動車税】

・国際園芸博に係る活動に関して課税されないようにするなど、公式の参加者、博覧会協会等による円滑な準備・開催のために国税・地方税に関して必要な措置を講じる

コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展

○市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長

民間主体による都市の低未利用地の活用を推進し、都市における良好な生活環境の形成を図るため、認定市民緑地の用に供する土地に対する特例措置を2年間延長する。

【固定資産税・都市計画税】

・課税標準を3年間、1/2～5/6の範囲内において市町村の条例で定める割合とする（参酌基準2/3）

まちづくりGX

○脱炭素都市再生整備事業を促進するための民間都市開発推進機構の金融支援業務に係る特例措置の拡充

都市の脱炭素化を一層促進するために拡充された民間都市開発推進機構の支援業務について、収益事業の範囲から除外する措置を講じる。

【法人税・法人住民税・事業税・事業所税】

・民間都市開発推進機構の共同型都市再構築業務について、改正都市再生特別措置法において拡充される範囲※についても、従来と同様に収益事業の範囲から除外
※緑地等管理効率化設備、再生可能エネルギー発電設備等を追加

安全・安心、防災・減災・復興まちづくり

○災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の延長

防災移転について一層の支援の充実を図るため、市町村がコーディネートして策定した防災移転支援計画に基づき、災害ハザードエリアからの移転先※として取得する土地建物に係る特例措置を2年間延長する。

※都市機能誘導区域内（施設）又は居住誘導区域内（住宅）

【不動産取得税】

・課税標準から1/5を控除

※別途、登録免許税に係る特例あり（～令和8年3月31日）

地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化

○市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長

市街地再開発事業の円滑な推進を図るため、従前権利者が取得した施設建築物に係る税額の減額措置（5年間）を2年間延長する。

【固定資産税】

①住宅で居住用部分の床面積が50㎡以上280㎡以下である家屋

・居住用部分：税額の2/3を減額

・非居住用部分：税額の1/3※を減額

②住宅以外の家屋：税額の1/3※を減額

※第一種市街地再開発事業の施行に伴うものは1/4を減額

○関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長

関西文化学術研究都市において整備される研究施設に係る特別償却制度の適用期限を2年間延長する。

【法人税】

・研究所用の施設の取得等に必要な資金の額が4億円以上の場合

○建物及び附属設備 特別償却率 6/100

○機械及び装置（取得価格400万円以上） 特別償却率 12/100

VI. 参考資料

(近年の制度改正・トピックス)

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	45
2. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律	49
3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン	50
4. 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）	51
5. 都市緑地法等の一部を改正する法律	53

(都市行政の主な政策ツール等)

6. コンパクト・プラス・ネットワーク	55
7. 都市再生制度	57
8. まちなかウォーク	59
9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進	61
10. スマートシティ	67
11. 都市公園の種類と現況	68
12. 主要な国際会議	69

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(1) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律【概要】

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行＞

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要

⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法律の概要

安全なまちづくり【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

○開発許可制度の見直し

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の災害イエローゾーンにおける住宅等の開発を抑制

○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

○市町村による移転計画制度の創設

- 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援する（(予算)防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)など住宅、病院等の移転に対する支援）ための計画を作成

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外

＜災害レッドゾーン＞
・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
・土砂災害特別警戒区域
・地すべり防止区域
・急傾斜地崩壊危険区域
＜災害イエローゾーン＞
災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

魅力的なまちづくり【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
〔(予算)公共空間リノベーションへの交付金等による支援
(税制)公共空間を提供した民間事業者への固定資産税等の軽減〕

- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化
*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）
〔(予算)官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
(予算)都市再生推進法人への低利貸付による支援〕

居住エリアの環境向上

○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
⇒改修に要する費用について都市計画税の充当等



駅前のトランジットモール化、広場整備など歩行者空間の創出

【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
(KPI) 防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年〔2021年:100件 ↗ 2025年:600件〕）
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
(KPI) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

都市計画法、都市再生特別措置法

(2) 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

<令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行>

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制

(開発許可の見直し) ※令和4年4月施行

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<災害イエローゾーン>

-市街化調整区域における住宅等の**開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区 域	対 応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 開発許可を原則禁止
災害イエローゾーン	市街化調整区域 開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
 - ・浸水被害防止区域
- ※R3年法改正により追加

災害イエローゾーン

- ・土砂災害警戒区域
- ・浸水想定区域（洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る。）

◆立地適正化計画の強化

(防災を主流化)

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外** ※令和3年10月施行

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める**「防災指針」の作成** ※令和2年9月施行

避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等

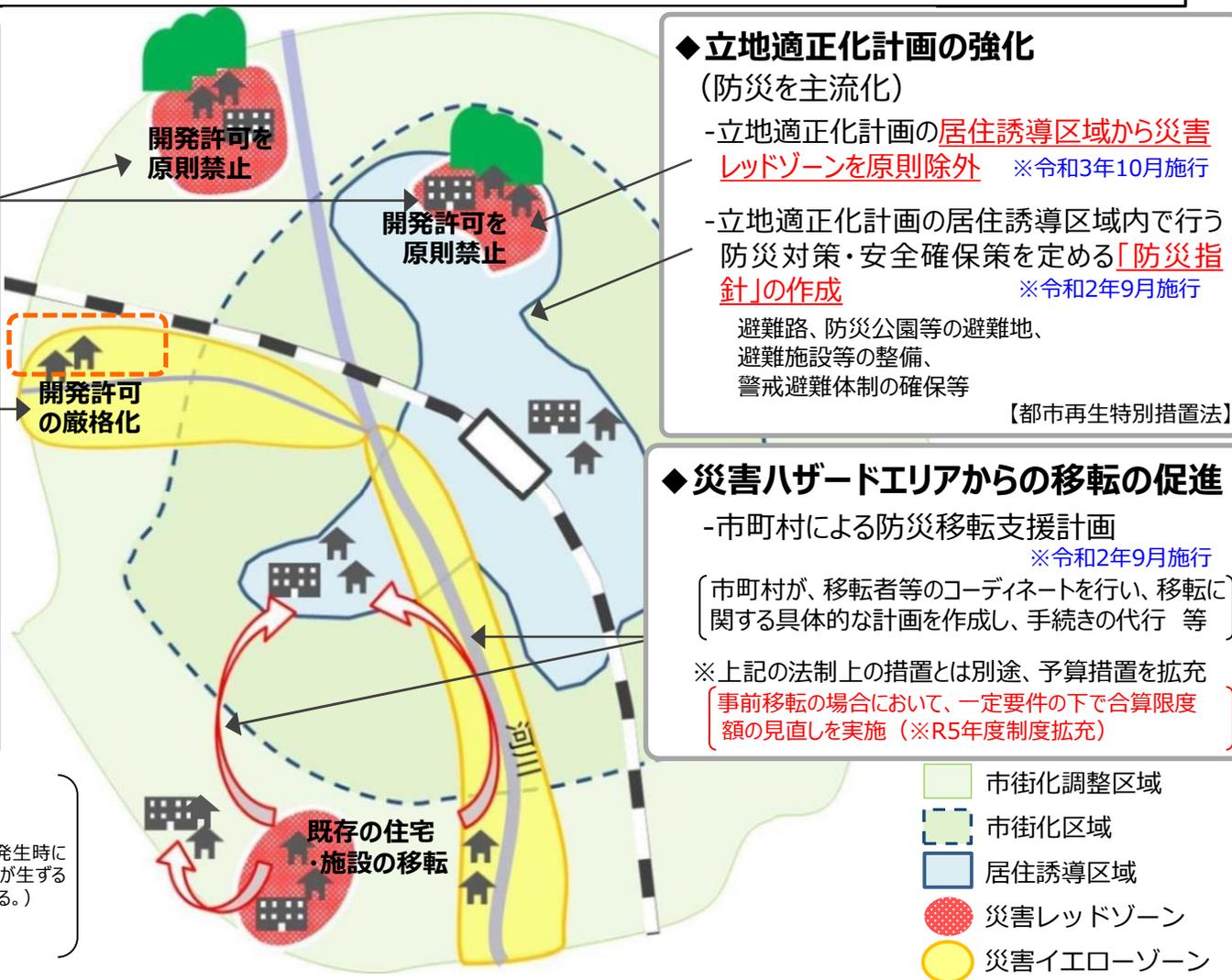
【都市再生特別措置法】

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による防災移転支援計画 ※令和2年9月施行

〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等〕

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充
事前移転の場合において、一定要件の下で**合算限度額の見直しを実施**（※R5年度制度拡充）



市街化調整区域

市街化区域

居住誘導区域

災害レッドゾーン

災害イエローゾーン

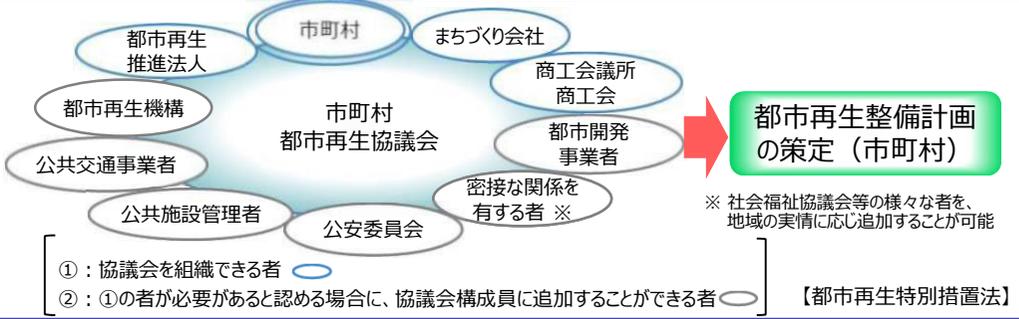
1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(3) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行＞

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

- ・市町村都市再生協議会*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に*
(まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断)
*市町村都市再生協議会：都市再生整備計画（市町村が作成するまちづくりのための計画）の策定・実施等に関し必要な協議を行う場
- ・協議会構成員に追加することができる者として、公共交通事業者、公共施設管理者、公安委員会その他まちづくり計画に密接な関係を有する者を明記
- ・市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置づけ
[予算] 官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援

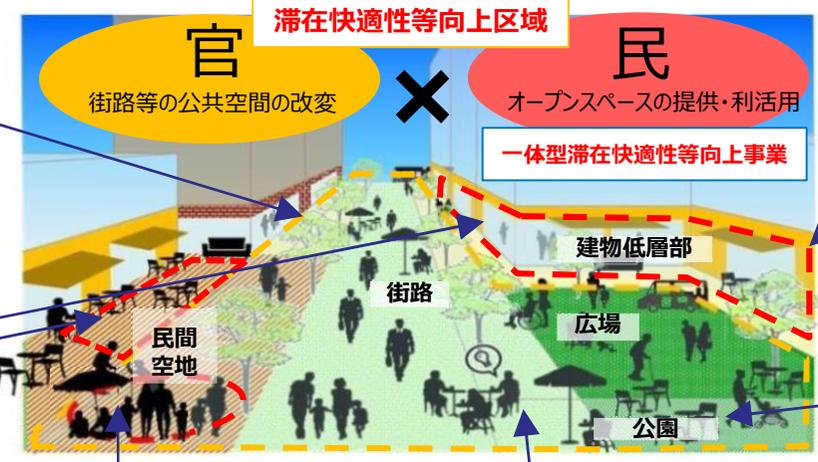


計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）
[予算] 交付金等による支援

・民間事業者等により、市町村の取組みと併せて実施される民地のオープンスペース化(①)や建物低層部のオープン化等(②)
[税制] 固定資産税等の軽減
[予算] 補助金による支援

・都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援



・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）
事故のリスク!

・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置

・都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環として、ベンチの設置、植栽等により交流・滞在空間を充実化
*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）
[金融] 低利貸付による支援

・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応

【都市再生特別措置法】

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(4) 居住エリアの環境向上等による「魅力的なまちづくり」

＜令和2年6月10日公布 令和2年9月7日、令和4年4月1日施行＞

○ 居住エリアの環境向上、老朽化した都市インフラの改修を図るための都市計画制度の見直しや各種支援制度により、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりと民間都市開発を推進。

◆ 居住エリアにおける病院、店舗等の立地の促進（用途制限の緩和等）

- 市町村が、都市計画において、居住誘導区域内に「**居住環境向上用途誘導地区**」を定めることにより、**病院、店舗等の日常生活に必要な施設（生活利便施設）**について**容積率、用途制限の緩和を可能**とすることで、これらの施設の立地を促進

＜制度活用の例＞

- 住宅地の徒歩圏内に、生活利便施設の立地を促進

【生活利便施設の例（イメージ）】



都市型スーパーマーケット



病院

【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

◆ 都市農地の保全・活用（新たな地区計画制度）

- 農業と調和した良好な居住環境を確保するための**新たな地区計画制度**（地区計画の記載事項に農地の保全に関する事項を追加し、条例により農地の開発行為等を許可制とする仕組み）とそれに伴う**税制特例**（相続税・贈与税の納税猶予等）



【都市計画法】

◆ 老朽化した都市インフラの計画的改修（都市計画税の充当）

- 高齢化の進展等を踏まえ、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりを推進するためには、バリアフリー化など、老朽化した都市施設の改修が必要

- 居住誘導区域・都市機能誘導区域における都市インフラの計画的改修を推進するため、**市町村が立地適正化計画に都市インフラの改修事業を記載し、都道府県知事の同意等を得ることにより、都市計画税の充当を可能とする仕組みを創設**

（参考）全国市長会議決定提言（R1.6.12）

都市計画施設等の改修・更新を円滑に推進するため、都市計画法第59条の許可または承認に関する事務を簡素化すること。

【都市再生特別措置法】

2. 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 (流域治水関連法)

〈令和3年5月10日公布 令和3年7月15日、11月1日施行〉

- 流域治水の取組の一環として、災害リスクを踏まえた移転促進やまちなかの安全対策等を更に強化し、防災・減災が主流となるまちづくりを推進。

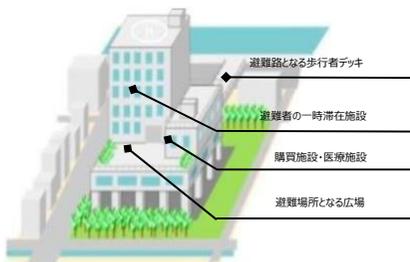
流域治水関連法 都市局関係改正内容

◆市街地の安全性の強化

【災害時の避難先となる拠点の整備】

**水災害等の発生時に
住民などの避難・滞在の拠点となる施設**
(ホール、スーパー、病院等)を
都市計画に位置付け、
一体の施設として計画的に整備

【都市計画法】



歩行者デッキで高層階や堤防と連結し、移動経路を確保



浸水時の避難者の一時滞在場所を確保



屋上の広場は浸水時に一時避難場所として活用

【地区単位の浸水対策の推進】

- 1 敷地の**嵩上げ**や**住宅の居室の高床化**を地区単位でルール化することを可能に
- 2 防災の観点から必要な**避難施設・避難路**や**雨水貯留浸透施設**を**地区計画に位置付ける**ことで、その整備を担保

【都市計画法】



高床化



避難施設



雨水貯留浸透施設

◆危険なエリアからの移転の促進

(防災集団移転促進事業の拡充)

- 1 **移転の対象となるエリア(移転促進区域)の要件を拡充**

【現行の移転促進区域】

災害が発生した地域
災害危険区域



【追加する移転促進区域】

浸水被害防止区域
地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害特別警戒区域

- 2 事業の**担い手**を都道府県・URに拡充
- 3 事業による住宅団地の整備に併せて移転する**要配慮者施設の土地について、その整備費を支援対象に追加**。

【防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律】

◆グリーンインフラの活用 【都市部の緑地の保全】

特別緑地保全地区の指定の対象となる緑地として**雨水貯留浸透能力の高い緑地**を追加



今回新たに特別緑地保全地区として追加する雨水貯留浸透能力の高い緑地のイメージ

【都市緑地法】

3. 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要】

<令和3年5月公表>

概要

- 近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取組により、水災害に強いまちづくりを目指すことが必要。
- このような状況を受け、国土交通省（事務局：都市局、水管理・国土保全局、住宅局）は「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置し、令和2年8月に提言をとりまとめ、提言に基づき、令和3年5月に、水災害ハザード情報の充実や防災まちづくりを進める考え方・手法を示す「**水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン**」を作成。
- 地方公共団体の治水、防災、都市計画、建築等の各分野の担当部局が、これまで以上に連携を深め、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組んでいけるよう、本ガイドラインを周知し、支援。
- 本ガイドラインの内容は、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりについて、現時点で妥当と思われる基本的な考え方を整理したもの。今後、各地域での取組を通じて得られた知見を随時反映し、法制度の改正等も踏まえ、必要に応じて見直し、充実。

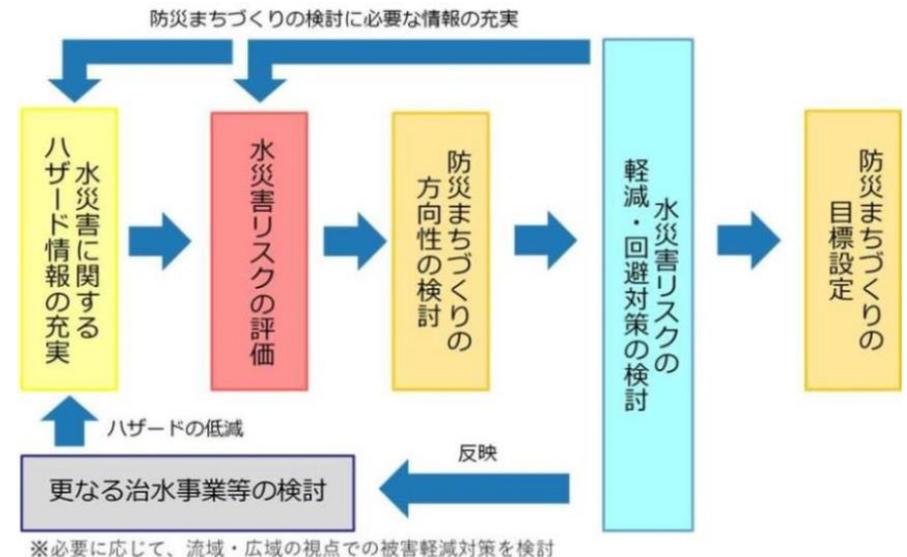
ガイドラインの全体像

取組主体：

市町村（主な実施者）、国及び都道府県（重要な協力者）を想定。

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの全体の流れ

- ① ハザード情報を整理し、防災まちづくりの検討に必要なハザード情報を充実。
 - ② ハザード情報、ハザードを被る人命・財産等の分布、被害の受けやすさをもとに、地域ごとに水災害リスクを評価。
 - ③ 水災害リスクを踏まえて防災まちづくりの方向性を検討。
 - ④ 水災害リスクの評価内容に応じて、当該リスクを軽減又は回避する対策を検討し、防災まちづくりの目標を設定。
- 新たなハザード情報が必要となった場合には、情報をさらに充実。まちづくりにおける対策では地域の水災害リスクの軽減に限界がある場合には、治水部局において、水災害ハザードを軽減させるために更なる治水対策等の取組を検討。
 - 防災まちづくりの推進に当たっては、流域全体のリスク分担のあり方の検討など、流域・広域の観点からの連携が必要。



防災まちづくりの検討の流れ

4. 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）①

＜令和4年5月27日公布 令和5年5月26日施行＞

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では**条例**を制定して対応）



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、**「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“盛土規制法” ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応。

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
⇒市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象**に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

2. 盛土等の安全性の確保

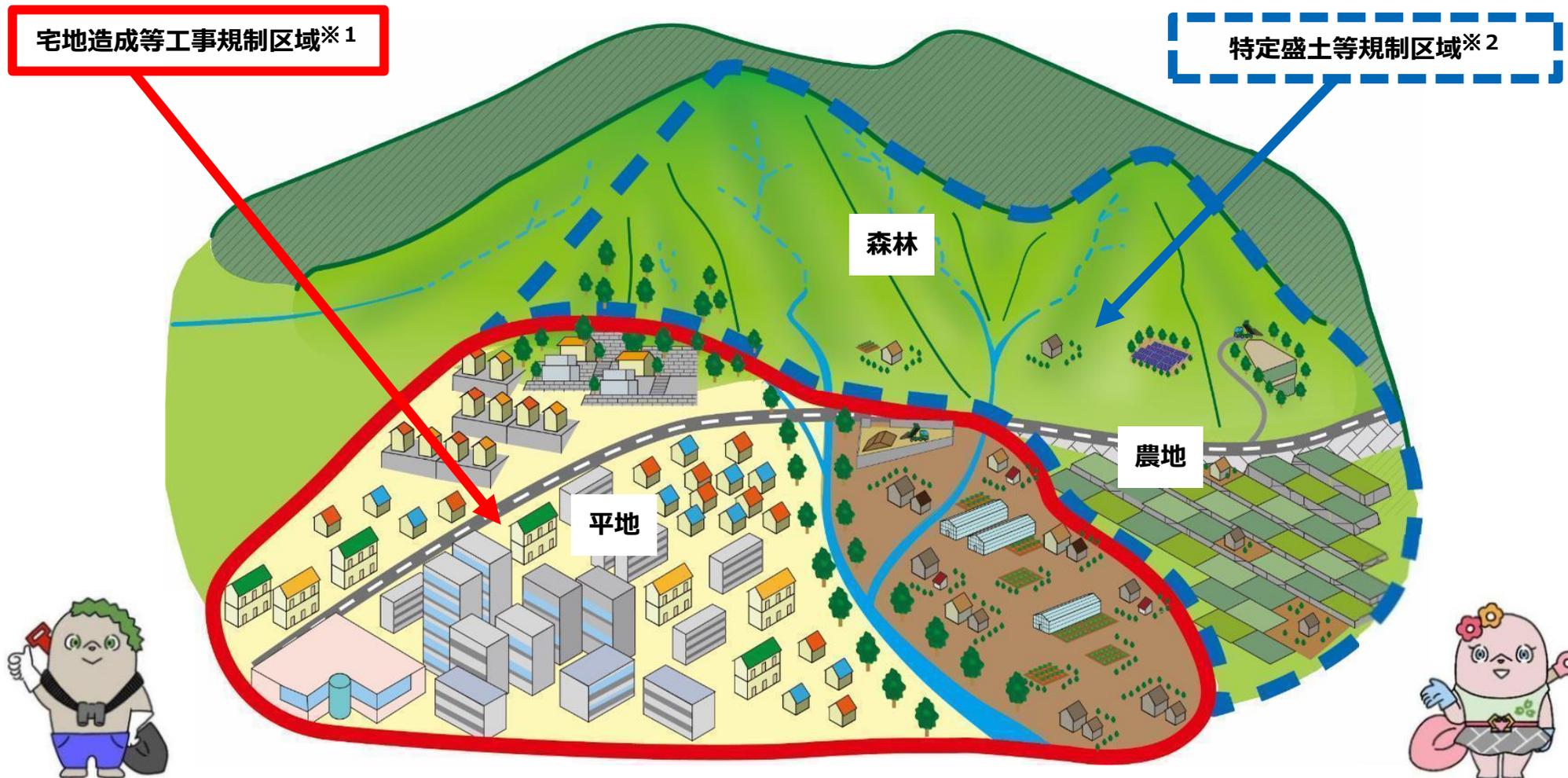
- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、**①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施**

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

4. 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）②

【 盛土規制法による規制区域のイメージ 】



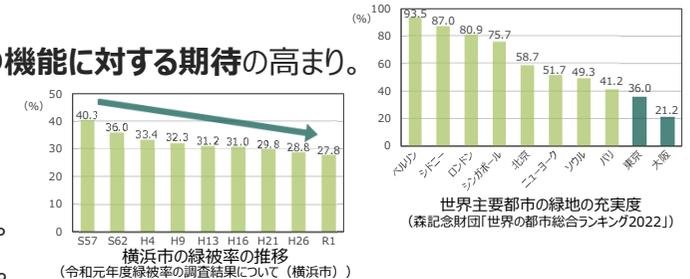
- ※1 宅地造成等工事規制区域：市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
- ※2 特定盛土等規制区域：市街地や集落等からは離れるものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

5. 都市緑地法等の一部を改正する法律

<令和6年5月29日公布>

背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。
- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。
- 緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
 - ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
 - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。
- また、都市における脱炭素化を進めるためには、エネルギーの効率的利用の取組等を進めることも重要。



法律の概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ①国の基本方針・計画の策定**【都市緑地法】
 - ・国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定。
 - ・都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定。
- ②都市計画における緑地の位置付けの向上**【都市計画法】
 - ・都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備又は保全の重要性」を位置付け。

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ①緑地の機能維持増進について位置付け**【都市緑地法】
 - ・緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を「機能維持増進事業」として位置付け。
※緑地の保全のため、建築行為等が規制される地区
 - ・特別緑地保全地区※で行う機能維持増進事業について、その実施に係る手続を簡素化できる特例を創設。<予算>（実施に当たり都市計画税の充当が可能）
- ②緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設**【都市緑地法・古都保存法・都開資金法】
 - ・都道府県等の要請に基づき特別緑地保全地区等内の緑地の買入れや機能維持増進事業を行う都市緑化支援機構の指定制度を創設。<予算・税制>



3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

- ①民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設**【都市緑地法・都開資金法】
 - ・緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する指針を国が策定。
 - ・民間事業者等による緑地確保の取組を国土交通大臣が認定する制度を創設。<予算>
 - ・上記認定を受けた取組について都市開発資金の貸付けにより支援。



民間事業者による緑地創出の例（千代田区）

- ②都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設**【都市再生特別措置法】
 - ・緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率的な利用等を行う都市の脱炭素化に資する都市開発事業を認定する制度を創設。
 - ・上記認定を受けた事業について民間都市開発推進機構が金融支援。<予算>

5. 都市の暑熱対策

- 2023年7月下旬～8月上旬には、統計開始以降 1 位となる高温を記録するなど、命を脅かす猛暑が連日発生。
- 猛暑日・酷暑日の増加により、2017-2022年の6年間に於いて、自然災害による死者数は1,059名であるのに対して、熱中症による死者数は7,359名とおよそ7倍。
- 猛暑のなかでも、安全に外出できる環境、より快適に過ごせる環境を創出するべく、「都市のクールダウン」の取組について対策の検討から社会実験、施設整備まで広く支援。

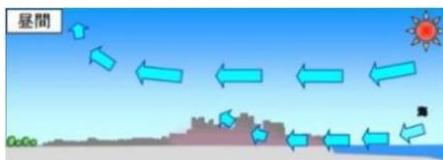
①官民での緑地の保全・緑化の推進

⇒改正都市緑地法の施行 等



②都市構造・建築物の空間配置の工夫 (風の道や排熱環境)

⇒ガイドライン・3Dシミュレーションによる検討



③大規模再開発等に合わせた暑熱対策

⇒環境貢献の取組みとして評価 等

④まちなかでのクールスポットの創出

⇒予算支援 等

通学路 駅前 オフィス街 商店街 観光地

官・民によるクールスポット創出を地域ごとに支援

6. コンパクト・プラス・ネットワーク

- 平成26年から生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し、公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を進めている。

都市を取り巻く状況

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地
- 頻発・激甚化する自然災害

○ 都市の生活を支える機能の低下

- ・ 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難
- ・ 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

○ 地域経済の衰退

- ・ 地域の産業停滞、企業撤退
- ・ 低未利用地や空き店舗の増加

○ 厳しい財政状況

- ・ 社会保障費の増加
- ・ インフラの老朽化対応

○ 都市部での甚大な災害発生

- ・ 被害額の増加、都市機能の喪失

コンパクトシティ

立地適正化計画

改正都市再生特別措置法
(平成26年8月1日施行)

○ 都市機能誘導区域

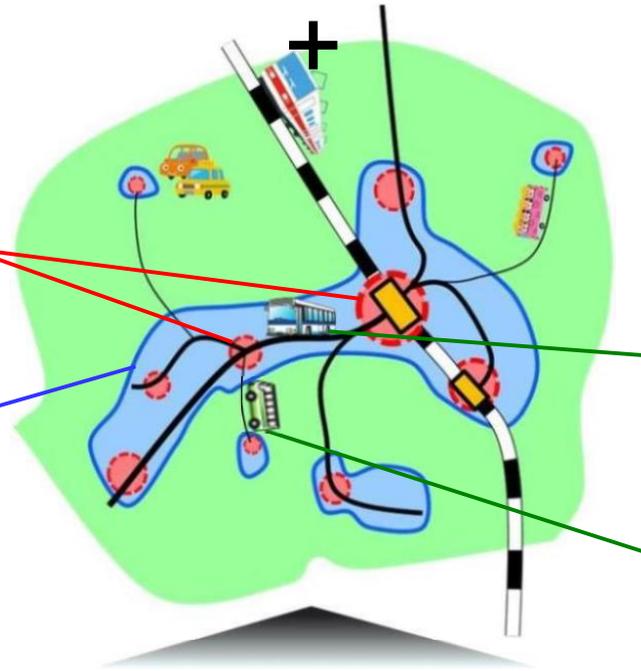
生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設（福祉・医療等）を設定

○ 居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

計画策定や都市機能の集約につながる施設整備に対し、

- ・ コンパクトシティ形成支援事業、
- ・ 都市構造再編集中支援事業等で支援



ネットワーク

地域公共交通計画

改正地域公共交通活性化再生法
(令和5年10月1日施行)

地方公共団体が中心となった地域公共交通ネットワークの形成の促進

○ 地域公共交通利便増進実施計画

- ・ 路線等の見直し
- ・ 等間隔運行、定額制乗り放題運賃等のサービスを促進 等

○ 地域旅客運送サービス継続実施計画

地域公共交通の維持が困難な場合に、地方公共団体が関係者と協議の上、公募により新たなサービス提供者を選定

関係省庁で構成されたコンパクトシティ形成支援チーム（2015.3設置）等により、省庁横断的に市町村の取組を支援

6. 立地適正化計画の作成に取り組む都市

令和6年3月31日までに立地適正化計画を作成・公表の都市(黒字:568都市)。うち、防災指針を作成・公表の都市(黒太字◎:291都市)。都市機能誘導区域のみ設定した市町村(斜字:2都市)

北海道 札幌市 函館市◎ 小樽市 旭川市 室蘭市◎ 釧路市 北見市◎ 夕張市◎ 岩見沢市 網走市◎ 苫小牧市◎ 稚内市◎ 美唄市 芦別市◎ 江別市 士別市 名寄市 三笠市◎ 千歳市◎ 滝川市◎ 歌志内市◎ 深川市 富良野市◎ 登別市◎ 北広島市◎ 石狩市 当別町 七飯町◎ 八雲町 長万部町◎ 江差町 倶知安町 岩内町 古平町 余市町◎ 南幌町◎ 長沼町 栗山町◎ 鷹栖町 東神楽町 美瑛町 美瑛町 美幌町 斜里町 白老町◎ 厚真町◎ 安平町 むかわ町 新得町◎ 芽室町 弟子屈町◎	青森県 青森市 弘前市 八戸市◎ 旭川市 室蘭市◎ 釧路市 北見市◎ 夕張市◎ 岩見沢市 網走市◎ 苫小牧市◎ 稚内市◎ 美唄市 芦別市◎ 江別市 士別市 名寄市 三笠市◎ 千歳市◎ 滝川市◎ 歌志内市◎ 深川市 富良野市◎ 登別市◎ 北広島市◎ 石狩市 当別町 七飯町◎ 八雲町 長万部町◎ 江差町 倶知安町 岩内町 古平町 余市町◎ 南幌町◎ 長沼町 栗山町◎ 鷹栖町 東神楽町 美瑛町 美瑛町 美幌町 斜里町 白老町◎ 厚真町◎ 安平町 むかわ町 新得町◎ 芽室町 弟子屈町◎	山形県◎ 米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 寒河江市 上山市◎ 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市◎ 南陽市◎ 中山町 河北町 大江町◎ 大石田町◎ 真室川町◎ 高島町◎ 川西町◎ 小国町 白鷹町◎ 福島県 福島市 会津若松市◎ 郡山市◎ 石狩市 白河市◎ 須賀川市 喜多方市 二本松市◎ 田村市◎ 国見町 大玉村 猪苗代町 泉崎村 下野市◎ 釜石町◎ 小矢町◎ 刈羽町◎ 芳賀町◎ 水戸市 日立市 土浦市◎ 吉野市 石岡市◎ 結城市◎ 龍ヶ崎町 下妻市 常総市◎ 常陸太田市 高萩市◎ 北茨城市 小浜町◎ 笠岡町 取手市	茨城県◎ 牛久市 つくば市 ひたちなか市◎ 鹿嶋市 守谷市 常陸大宮市 那珂市◎ 坂東市 かすみがうら市 神栖市◎ 行方市 鉾田市◎ つくばみらい市 小美玉市 茨城町◎ 大洗町 城里町 東海村 大子町◎ 阿見町 境町 栃木県 宇都宮市◎ 足利市◎ 栃木市 佐野市◎ 鹿沼市◎ 日光市 小山町 真岡市 大田原市 矢板市◎ 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 那須町◎ 下野市◎ 益子町◎ 矢野町◎ 茂木町 芳賀町◎ 群馬県 前橋市 高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市 沼田市 館林市 渋川市◎ 上野市◎ 桐生市 富岡市 安中市 みどり市 吉岡町	群馬県 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町 埼玉県 さいたま市 川越市 熊谷市◎ 行田市◎ 所沢市 飯能市 本庄市◎ 東松山市 春日部市◎ 大洗町 羽生市 鴻巣市 深谷市 草加市◎ 蕨市◎ 戸田市 入間市 朝霞市◎ 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 蓮田市◎ 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 ふじみ野市 白岡市◎ 三芳町◎ 毛呂山町 越生町 嵐山町 小川町 鳩山町 小鹿野町 美里町 神川町 上里町◎ 寄居町◎ 宮代町◎ 杉戸町◎ 松伏町◎ 千葉県 千葉市◎ 鎌倉市 船橋市 館山市 木更津市◎ 松戸市 野田市 成田市◎ 佐倉市◎ 東金市 習志野市◎ 柏市◎ 市原市◎ 流山市 君津市◎ 匝瑳市 酒々井町◎ 栄町◎ 芝山町 一宮町 長生村 八王子市 三鷹市 調布市◎ 町田市◎ 日野市 福生市◎ 狛江市◎ 狹間大和市 武蔵村山市 西東京市◎ 瑞穂町 神奈川県 川崎市◎ 相模原市◎ 横浜質市◎ 平塚市 鎌倉市◎ 藤沢市◎ 小田原市◎ 逗子市◎ 三浦市◎ 秦野市 厚木市◎ 大和市 藤山町◎ 津島市◎ 海和町◎ あわら市 越前市◎ 坂井市◎ 坂町◎ 美浜町	高知県 高浜町 山梨県 甲府市 都留市 山梨市 大月市◎ 甲斐市◎ 笛吹市 上野原市 甲州市 長野県 長野市◎ 松本市◎ 上田市◎ 岡谷市◎ 諏訪市 須坂市◎ 小諸市◎ 駒ヶ根市 中野市◎ 大田市◎ 飯山市◎ 茅野市 塩尻市 佐久市◎ 千曲市 安曇野市◎ 御代田町◎ 下諏訪町 富士見町 飯島町 高森町 白馬村 坂城町◎ 岐阜県 岐阜市 大垣市 多治見市◎ 関市◎ 中津川市 瑞浪市 那古那市 美濃加茂市 各務原市◎ 土呂町 八戸町 大野町 静岡県 静岡市◎ 浜松市◎ 沼津市◎	愛知県 熱海市 三島市◎ 伊東市◎ 島田市◎ 富士市◎ 磐田市◎ 焼津市◎ 掛川市◎ 藤枝市 袋井市◎ 下田市◎ 裾野市◎ 湖西市◎ 伊豆市◎ 菊川市◎ 伊豆の国市◎ 牧之原市◎ 函南町 清水町◎ 森町◎ 愛知県 名古屋市長 豊橋市◎ 岡崎市◎ 一宮市◎ 瀬戸市◎ 半田市◎ 春日井市◎ 豊川市◎ 津島市◎ 刈谷市◎ 豊田市◎ 安城市◎ 西尾市◎ 蒲郡市◎ 犬山市◎ 江南市◎ 小牧市◎ 新城市◎ 東海市◎ 大府市◎ 知多市◎ 知立市◎ 尾張旭市◎ 豊明市◎ 日進市◎ 田原市◎ 清須市◎ 北名古屋市長 弥富市長 長久手市長 東郷町◎	三重県 津市◎ 四日市市◎ 伊勢市◎ 松阪市◎ 桑名市◎ 名張市◎ 亀山市◎ 鳥羽市◎ 熊野市◎ 摂津市◎ 伊賀市◎ 東真町◎ 朝日町◎ 多気町◎ 明和町◎ 滋賀県 彦根市◎ 長濱市◎ 近江八幡市長 草津市長◎ 守山市◎ 栗東市長◎ 甲賀市長◎ 野洲市長◎ 湖南市長◎ 東近江市長◎ 愛荘町◎ 京都府 京都市◎ 福知山市◎ 舞鶴市長◎ 綾部市長◎ 宇治市長◎ 亀岡市長◎ 向日市長◎ 長岡京市長◎ 八幡市長◎ 京田辺市長◎ 南丹市長◎ 精華町◎ 奈良県 大和高田市長◎ 大和郡市長◎ 天理市長◎ 桜井市長◎ 五條市長◎ 御所市長◎ 生駒市長◎ 香芝市長◎ 葛城市◎ 宇陀市長◎ 平群市長◎ 川西市◎ 田原市長◎ 高槻市長◎	兵庫県 神戸市長◎ 姫路市長◎ 尼崎市長◎ 明石市長◎ 西宮市長◎ 洲本市長◎ 加古川市長◎ 西脇市長◎ 宝塚市長◎ 三木市長◎ 高砂市長◎ 朝来市長◎ たつの市長◎ 福崎町◎ 太子町◎ 奈良市◎ 大和郡市長◎ 天理市長◎ 桜井市長◎ 五條市長◎ 御所市長◎ 生駒市長◎ 香芝市長◎ 葛城市◎ 宇陀市長◎ 平群市長◎ 川西市◎ 田原市長◎ 高槻市長◎	徳島県 徳島市長◎ 鳴門市長◎ 小松島市長◎ 阿南市長◎ 吉野川市長◎ 三好市長◎ 美波町◎ 香川県 高松市長◎ 丸亀市長◎ 坂出市長◎ 善通寺市長◎ 観音寺市長◎ さぬき市長◎ 三豊市長◎ 土庄町◎ 多度津町◎ 愛媛県 松山市◎ 今治市長◎ 宇和島市長◎ 八幡浜市長◎ 新居浜市長◎ 西条市長◎ 大洲市長◎ 大村市長◎ 伊予市長◎ 西予市長◎ 三子市長◎ 庄原市長◎ 大竹市長◎ 東広島市長◎ 廿日市市長◎ 安芸高田市長◎ 府中市長◎ 海田市長◎ 高知市長◎ 南国市長◎	佐賀県 佐賀市長◎ 唐津市長◎ 伊万里市長◎ 武雄市長◎ 鹿島市長◎ 小城市◎ 嬉野市長◎ 基山町◎ 長崎県 佐世保市長◎ 大村市長◎ 松浦市長◎ 対馬市長◎ 南島原市長◎ 時津町◎ 熊本県 熊本市◎ 八代市長◎ 人吉市長◎ 荒尾市長◎ 玉名市長◎ 菊池市長◎ 宇城市◎	大分県 大分市長◎ 別府市長◎ 中津市長◎ 佐伯市長◎ 臼杵市長◎ 津久見市長◎ 竹田市長◎ 豊後高田市長◎ 杵築市長◎ 宇佐市長◎ 豊後大野市長◎ 由布市長◎ 国東市長◎ 日出町◎ 玖珠町◎ 宮崎県 宮崎市長◎ 都城市長◎ 延岡市長◎ 日南市長◎ 小林市長◎ 日向市長◎ 串間市長◎ 西郷市長◎ 三股町◎ 国富町◎ 綾町◎ 新富町◎ 川南町◎ 都農町◎ 高千穂町◎ 鹿児島県 鹿児島市長◎ 鹿屋市長◎ 指宿市長◎ 西之表市長◎ 薩摩川内市長◎ 白置市長◎ 曾根市長◎ 霧島市長◎ いちき串木野市長◎ 南さつま市長◎ 奄美市長◎ 姪良市長◎ 徳之島町◎ 沖縄県 那覇市長◎ 石垣市長◎ 浦添市長◎	東京都 八王子市 三鷹市 調布市◎ 町田市◎ 日野市 福生市◎ 狛江市◎ 狹間大和市 武蔵村山市 西東京市◎ 瑞穂町 神奈川県 川崎市◎ 相模原市◎ 横浜質市◎ 平塚市 鎌倉市◎ 藤沢市◎ 小田原市◎ 逗子市◎ 三浦市◎ 秦野市 厚木市◎ 大和市 藤山町◎ 津島市◎ 海和町◎ あわら市 越前市◎ 坂井市◎ 坂町◎ 美浜町
--	--	--	---	---	--	---	--	--	--	--	---	---

○747都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(令和6年3月31日時点)
○このうち、568都市が計画を作成・公表

凡例

- 市 立地適正化計画を作成・公表済み
- ◎市◎ 防災指針を含む立地適正化計画を作成・公表済み
- 市 立地適正化計画を作成中・作成予定

合計
747都市

7. 都市再生制度

都市再生特別措置法に基づき、

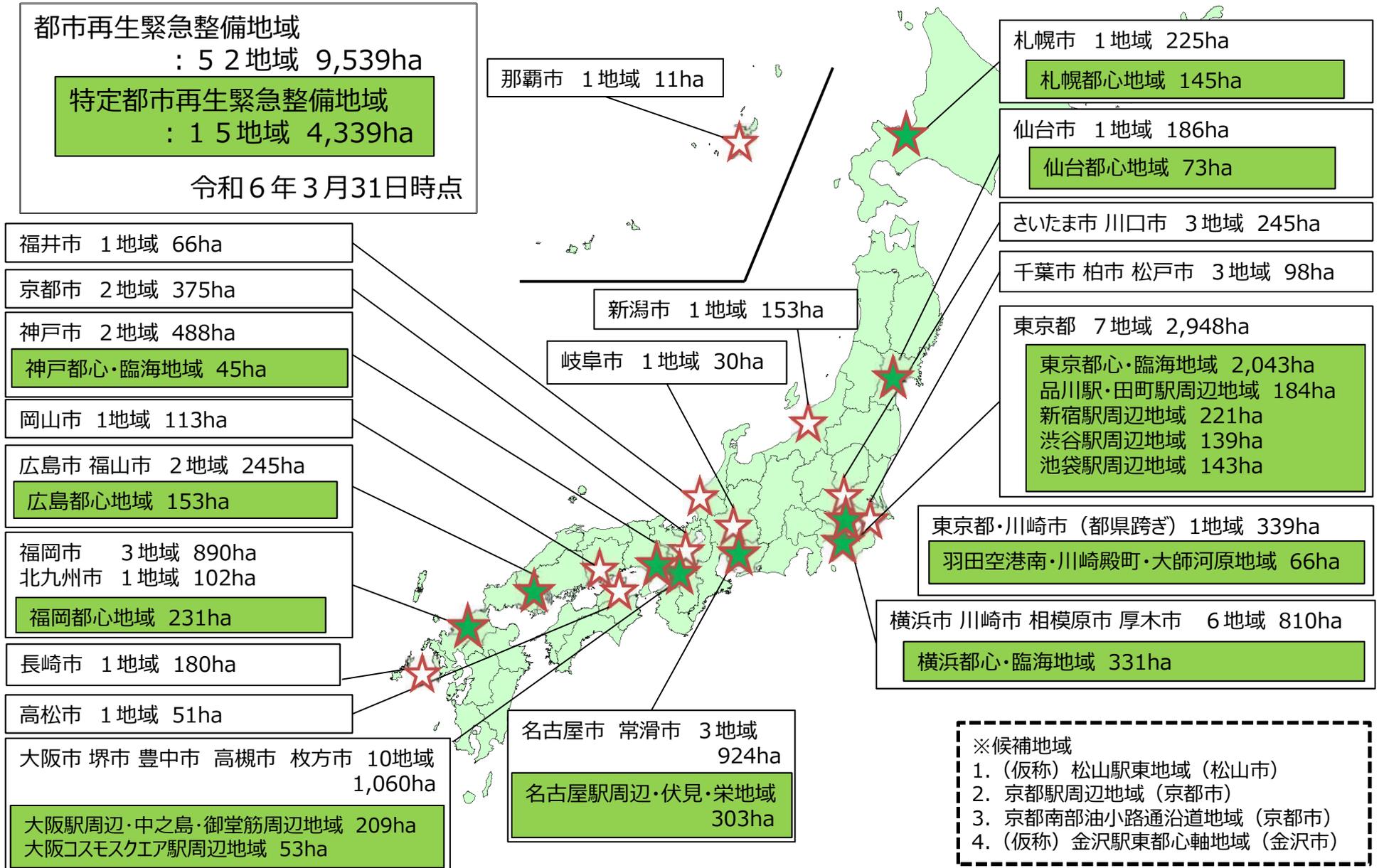
- 都市再生緊急整備地域において、民間の優良ストック形成を重点的に支援。
- 全国の都市で、都市再生整備計画に基づき公共公益施設整備などまちづくりを総合的に支援。

一定規模の民間プロジェクトが見込まれる区域	
都市再生を推進すべき地域を政令指定： 都市再生緊急整備地域 (52地域) 特定都市再生緊急整備地域 (15地域)：特に都市の国際競争力の強化	
法制上の支援措置 (都市計画等の特例)	財政支援
<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別地区 (125地区) 容積率・高さ・用途等の制限緩和 ・都市再生事業に係る認可等の迅速化 ・都市計画提案制度 (85件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際競争拠点都市整備事業(特定地域のみ) 道路や鉄道施設等の重要インフラや、エネルギー導管の整備等 ・官民連携まちなか再生推進事業 官民の様々な人材が集積するプラットフォームの構築と、未来ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援 ・都市安全確保促進事業 計画策定及び計画に基づく備蓄倉庫等の整備
民間都市再生事業計画の認定 (166計画)	
金融支援 民間都市開発推進機構によるメザニン支援 税制支援 建物取得時の不動産取得税に係る特例措置 等	

全国の都市区域	
都市再生整備計画(市町村が作成)に基づく各種支援 (これまで1,111市町村、3,634地区に支援)	
財政支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市構造再編集中支援事業※¹及び社会資本整備総合交付金※²などにより、まちづくりを財政的に支援 道路や公園、広場等のハード事業 各種調査や社会実験等のソフト事業 等 	
<small>※1 立地適正化計画を策定していることが支援要件となります。 ※2 一定の経過措置期間をおいた上で、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している等持続可能な都市づくりを進めていることが支援要件となります。</small>	
民間都市再生整備事業計画の認定 (52計画)	
金融支援 民間都市開発推進機構によるメザニン支援・まち再生出資	

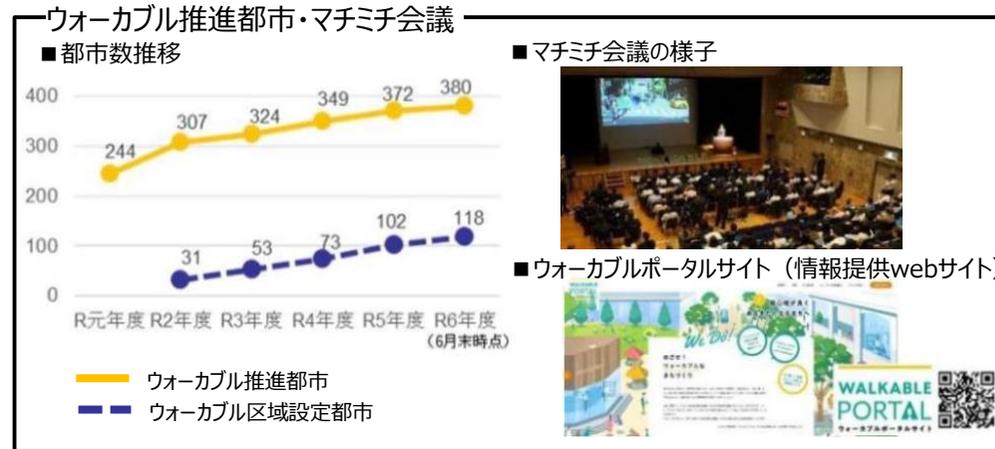
※令和6年3月31日現在 (都市再生整備計画に基づく財政支援件数については令和5年12月1日、都市再生特別地区については令和5年12月31日現在、民間都市再生事業計画については令和6年7月31日現在)

7. 都市再生緊急整備地域



8. まちなかウォーカブル

- 車から人中心の空間へと転換を図り、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進するため、公共空間の再編・利活用による滞在環境の向上に資する取組を法律・予算・税制（官民連携まちなか再生推進事業、まちなかウォーカブル推進事業、ウォーカブル推進税制等）により重点的・一体的に支援。
- ウォーカブルの考え方に共鳴するウォーカブル推進都市、ウォーカブル区域（滞在快適性等向上区域）設定都市は年々増加。全国的に取組事例も増えている。
- また、ウォーカブルなまちなか空間創出の全国的な展開を支援するため、マチミチ会議※による知見の共有等を実施。



※「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり推進のため、全国の街路・まちづくり担当者等が一堂に会し、担当者間の知見・ノウハウの共有等を図る会議（平成30年度より開催）。まちなかづくりに関心がある地方公共団体職員や民間事業者、学術研究機関等で構成されている（地方公共団体職員:約1,000名 民間事業者、学術研究機関等:約700名 R6.6現在）。

8. ウォーカブル推進都市一覧

○ **380都市**がウォーカブルの考え方に共鳴し、政策実施のパートナーとして、ともに具体的な取組を進めている。(令和6年6月30日時点)
 ○ **118市区町村**がウォーカブル区域(滞在快適性等向上区域)を設定。(令和6年6月30日時点)

令和6年6月末までに、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域を設定した市区町村(既に都市再生整備計画の期間が終了した市区町村を含む)：

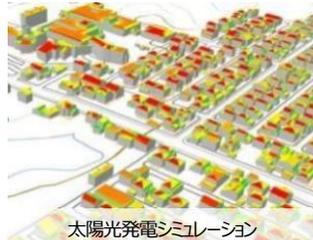
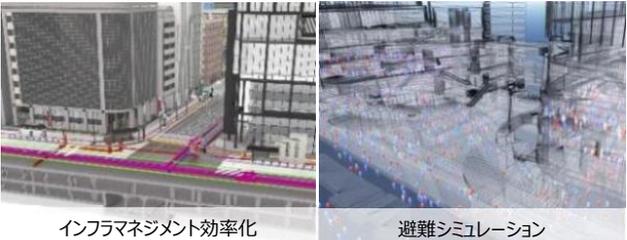
北海道	湯沢市	足利市	ふじみ野市	渋谷区	大和市	岡谷市	一宮市	草津市	兵庫県	岡山市	松山市	菊池市	都農町
札幌市	鹿角市	小山市	白岡市	中野区	新瀧市	諏訪市	瀬戸市	守山市	神戸市	倉敷市	大洲市	南関町	高千穂町
函館市	由利本荘市	下野市	美里町	杉並区	新潟市	小諸市	半田市	東近江市	姫路市	高梁市	内子町	益城町	鹿児島県
旭川市	山形県	上三川町	上里町	豊島区	長岡市	茅野市	春日井市	愛荘町	尼崎市	広島県	高知県	あさぎり町	鹿児島市
室蘭市	山形県	群馬県	宮代町	北区	三条市	佐久市	刈谷市	京都府	西宮市	広島市	高知市	大分県	指宿市
釧路市	山形市	前橋市	杉戸町	荒川区	加茂市	岐阜市	豊田市	京都市	芦屋市	呉市	南国市	大分市	薩摩川内市
千歳市	福島県	館林市	松伏町	練馬区	見附市	岐阜市	安城市	長岡京市	伊丹市	竹原市	四万十市	別府市	霧島市
北広島市	福島県	埼玉県	千葉市	足立区	上越市	大垣市	蒲都市	八幡市	加古川市	三原市	福岡県	中津市	始良市
黒松内町	福島市	埼玉県	千葉市	八王子市	南魚沼市	高山市	犬山市	南丹市	西脇市	尾道市	北九州市	日田市	中種子町
栗山町	会津若松市	さいたま市	木更津市	武蔵野市	富山県	関市	新城市	久御山町	加西市	福山市	福岡市	佐伯市	沖繩県
沼田町	郡山市	熊谷市	松戸市	三鷹市	富山市	美濃加茂市	東海市	大阪府	新温泉町	福山市	福岡市	白杵市	うるま市
東神楽町	白河市	川口市	野田市	府中市	高岡市	各務原市	大府市	大阪市	奈良県	府中市	福岡市	津久見市	
上土幌町	須賀川市	秩父市	習志野市	調布市	石川県	静岡市	知多市	堺市	大和郡山市	東広島市	福岡市	柳川市	
青森県	棚倉町	所沢市	柏市	町田市	金沢市	静岡市	知立市	岸和田市	山口県	田川市	福岡市	春日市	
青森市	茨城県	飯能市	市原市	東村山市	小松市	浜松市	尾張旭市	豊中市	下関市	田川市	福岡市	春日市	
弘前市	水戸市	本庄市	流山市	国分寺市	加賀市	沼津市	三重県	池田市	宇部市	飯塚市	福岡市	春日市	
八戸市	日立市	春日部市	八千代市	福生市	能美市	熱海市	津市	吹田市	山口市	飯塚市	福岡市	春日市	
黒石市	土浦市	上尾市	酒々井町	狛江市	野々市市	三島市	四日市市	泉大津市	防府市	飯塚市	福岡市	春日市	
五所川原市	石岡市	草加市	白子町	武蔵村山市	稲城市	島田市	伊勢市	高槻市	長門市	飯塚市	福岡市	春日市	
十和田市	下妻市	戸田市	長柄町	多摩市	福井県	富士市	松阪市	貝塚市	周南市	飯塚市	福岡市	春日市	
むつ市	笠間市	入間市	東京都	稲城市	福井市	焼津市	桑名市	枚方市	徳島県	飯塚市	福岡市	春日市	
岩手県	取手市	朝霞市	東京都	神奈川県	敦賀市	掛川市	鈴鹿市	茨木市	徳島市	飯塚市	福岡市	春日市	
盛岡市	つくば市	志木市	千代田区	神奈川県	大野市	藤枝市	名張市	八尾市	阿南市	飯塚市	福岡市	春日市	
花巻市	ひたちなか市	和光市	中央区	横浜市	鱈江市	袋井市	亀山市	富田林市	美波町	飯塚市	福岡市	春日市	
宮城県	常陸大宮市	久喜市	港区	川崎市	あわら市	下田市	熊野市	河内長野市	香川県	飯塚市	福岡市	春日市	
仙台市	那珂市	北本市	新宿区	相模原市	越前市	湖西市	朝日町	羽曳野市	高松市	飯塚市	福岡市	春日市	
石巻市	小美玉市	三郷市	台東区	鎌倉市	甲府市	伊豆の国市	明和町	門真市	丸亀市	飯塚市	福岡市	春日市	
塩竈市	茨城町	蓮田市	墨田区	藤沢市	長野県	愛知県	滋賀県	高石市	坂出市	飯塚市	福岡市	春日市	
柴田町	大洗町	坂戸市	品川区	小田原市	長野市	名古屋市	大津市	東大阪市	善通寺市	飯塚市	福岡市	春日市	
秋田県	境町	幸手市	目黒区	逗子市	松本市	豊橋市	彦根市	阪南市	観音寺市	飯塚市	福岡市	春日市	
横手市	宇都宮市	鶴ヶ島市	大田区	三浦市	上田市	岡崎市	長浜市	熊取町	宇多津町	飯塚市	福岡市	春日市	
		日高市	世田谷区	厚木市					多度津町	飯塚市	福岡市	春日市	
									愛媛県	飯塚市	福岡市	春日市	

※神栖市(茨城県)、奈良市(奈良県)については、ウォーカブル推進都市ではないが、滞在快適性等向上区域を設定している。

合計 380都市

9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

- **Project PLATEAU (プラトー)** は、スマートシティをはじめとしたまちづくりのデジタルトランスフォーメーションを進めるため、そのデジタル・インフラとなる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進する国土交通省のプロジェクト。
- 国の取組として**標準データモデルの策定**や**先進技術を活用したユースケース開発**を進めるとともに、**地方公共団体におけるデータ整備やユースケースの社会実装を支援**。
- また、**オープンデータを活用した新たなビジネスやイノベーションの創出**のため、データ利用環境の改善（API配信、SDK開発等）、データハンドリング・チュートリアル の充実、ハッカソン・ピッチイベントの開催等を実施。
- これらの取組により、**3D都市モデルの持続可能な整備・活用・オープンデータ化のエコシステム構築**を行い、社会変革やサービス創出を目指す。

令和2・3年度の取組	令和4・5年度の取組	令和6・7年度の取組	令和8年度～
<p>標準モデルの開発</p> <p>国際標準を採用し、約60都市のプロトタイプデータを整備、オープンデータ化。</p>  <p>3D都市モデル (札幌周辺)</p>	<p>地方公共団体による3D都市モデルの社会実装</p> <p>地方公共団体によるデータ整備・更新、活用、オープンデータ化等の3D都市モデルの社会実装を支援。</p>  <p>農業用ドローンの運航計画 (北海道更別村) VR浸水シミュレーション (熊本県玉名市)</p>	<p>エコシステムの構築</p> <p>企業、コミュニティ、地方公共団体等の多様な主体の取組を後押し、整備・活用・オープンデータ化が自律的に発展していく「エコシステム」の本格構築を行う。</p>  <p>PLATEAU コンソーシアム デジタル・ケイバリティの向上</p>	<p>デジタルツインの本格的な社会実装</p> <p>→ EBPMに基づく課題解決や新サービス創出による経済成長に貢献</p>
<p>活用事例の初期開発</p> <p>3D都市モデルの政策活用や民間サービス創出の手法を試行的に開発。</p>  <p>太陽光発電シミュレーション</p>	<p>国による技術開発/リーディングケース創出</p> <p>標準データモデルの拡張、先進的なユースケースの技術検証、民間市場形成支援等を国のプロジェクトとして実施。</p>  <p>インフラマネジメント効率化 避難シミュレーション</p>	<p>ユースケースの社会実装</p> <p>これまで開発してきたユースケースの汎用化を行い、全国各地での3D都市モデルを活用した新たなサービスやソリューションの社会実装を図る。</p>  <p>XRを活用した市民参加型まちづくり 開発許可の適地診断・申請システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続的なデータ更新 ● 整備都市の拡大 【令和9年度までに500都市目標】 ● まちづくりDXの実現 ● BIM、不動産ID等とのデータ連携強化

9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

○ 多様な分野で3D都市モデルを活用したソリューションを創出。公共領域のみならず民間領域へも裾野を拡大。



消費者・ユーザー向けの不動産・都市開発可視化

3D都市モデルとXR技術を用いた体感型のアーバンプランニングツールを開発。参加型まちづくりにおけるコミュニケーションを活性化させる。



ARを活用した災害リスク可視化工具

時系列で変化する浸水範囲に応じた避難ルートの検索システムとARアプリケーションを開発。リスクに応じた行動を促しつつ、防災に対する住民の意識を高める。



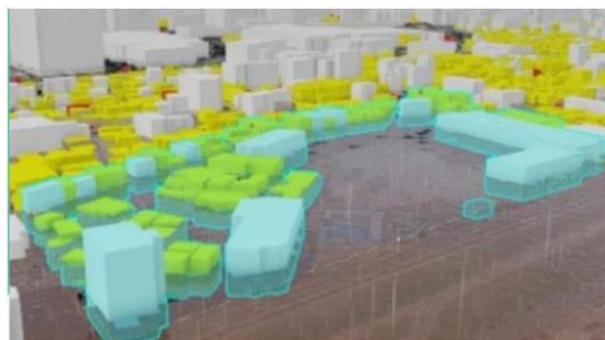
開発許可のオンライン化・ワンストップ化

PLATEAUの都市計画決定情報モデルなどを用い、デベロッパーが市町村へ行う開発許可事前相談手続をオンライン化・ワンストップ化するシステムを開発。



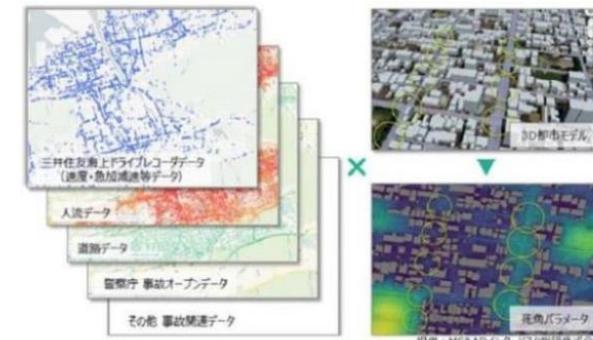
デジタルツインを活用したオンライン商談

3D都市モデルをベースに分譲マンションの外観や周辺環境のデジタルツインを構築。マンション販売の促進と顧客体験の向上に活用。



災害による損害査定と保険金支払いの迅速化

損害保険会社が保有する損害実績データと3D都市モデルの建物情報を掛け合わせることで、水害・土砂災害による想定被害額を算出するシステムを開発。



交通事故発生リスクのAI評価・可視化

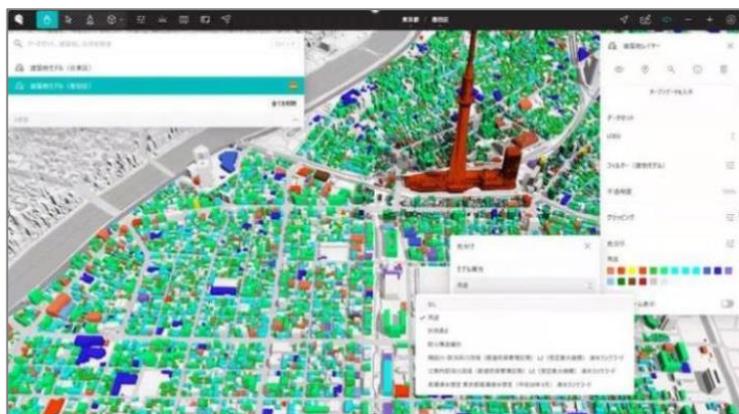
3D都市モデルを活用した交差点上の死角推定「死角パラメータ」を開発し交通事故発生リスクをAI解析により評価・可視化することで、事故防止に役立てる。

9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

- オープンデータとして提供される3D都市モデルを活用したイノベーション創出を推進するため、よりデータを使いやすい環境を整える。3D都市モデルのユースケース開発環境の提供やWeb上の可視化ツールを通じたデータ・アクセシビリティの向上、PLATEAU技術の基幹となるGISやウェブ技術の開発等を推進。

データ・アクセシビリティの向上

Web上可視化ツール「PLATEAU VIEW」の開発・機能向上により誰もが容易に3D都市モデルに触れ、体験できる環境を提供・向上。

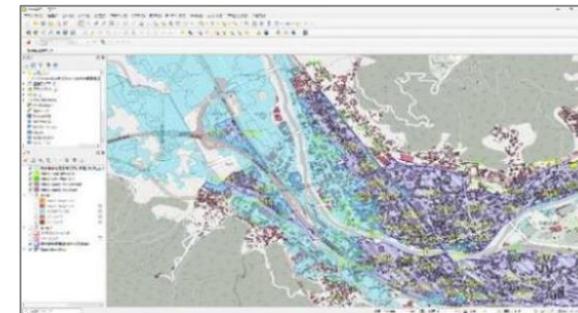


基幹技術の開発・調査

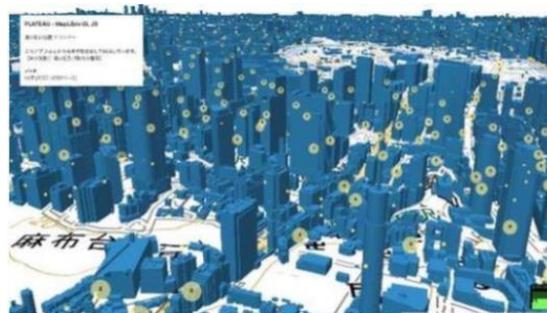
GIS、ゲームエンジン、ウェブなど、3D都市モデルを用いたソリューション開発のための様々な技術領域におけるデータ・ハンドリング性の向上を図るOSSを開発、GitHUB（開発プラットフォーム）等で提供。



3D都市モデルのユースケース向けにゲームエンジンを活用したシステム開発を支援する「PLATEAU SDK for Unity/Unreal」



汎用的なGISソフトでPLATEAUデータを扱う「PLATEAU-QGIS-Plugin」



3D都市モデルをより円滑・精緻に表現可能な地図描画エンジン等に関する技術調査を実施



CityGML形式の3D都市モデルを他の一般的なGISデータ形式に変換する「PLATEAU GIS Converter」

9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

- PLATEAUの実装フェーズを加速させるため、開発者コミュニティを醸成し、エンジニアやクリエイター、プランナー等が自らの技術と3D都市モデルのデータを組み合わせて新たなアプリケーション等を開発する機会を提供。
- 令和5年度はハッカソン等のイベントを全国で29回主催・協力し、延べ2000名以上が参加。その集大成である開発コンテスト「PLATEAU AWARD」で発表されたアイデアは実際のプロダクト開発にも活用される。

■ PLATEAU AWARD 2023 受賞作品

【グランプリ】

PlateauKit + PlateauLab

/ 小関 健太郎



PLATEAUの3D都市モデルをPythonで扱うためのライブラリとコーディング環境を構築。

【UI/UXデザイン賞】

安全運転学習用 Unity版ドライビングシミュレータ

「ぷらっとドライブ in 沼津」

/ 九州産業大学 合志研究室



PLATEAUの沼津市のLOD3のデータを活用した車間距離維持教育用のドライビングシミュレータを開発。

【イノベーション賞】

360°歩行映像のPLATEAUへの動的なプロジェクションと洪水可視化-Floodeau-への応用

/ 東京大学 相澤研究室 360-CV班



PLATEAUの3D都市モデルと街を歩いて撮影した360°映像を組み合わせることで3D空間情報と画像情報を統合したバーチャル空間の構築技術を開発。



9. 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進



- PLATEAUのエコシステム構築を促進するため、令和5年度より産学官の連携の場「PLATEAUコンソーシアム」を運用。

※従来のスマートシティ官民連携プラットフォーム内「3D都市モデル整備・活用検討分科会」（事務局：国交省都市局）から発展的に組成。

■ PLATEAUコンソーシアム

※正式名称：3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化促進に関する産学官連携協議会

主催： 一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会

(事務局長：東京大学空間情報科学研究センター副センター長 関本義秀教授)

参加： 地方公共団体/民間企業/大学・研究機関/関係省庁

運営協力： 国土交通省都市局

活動内容：

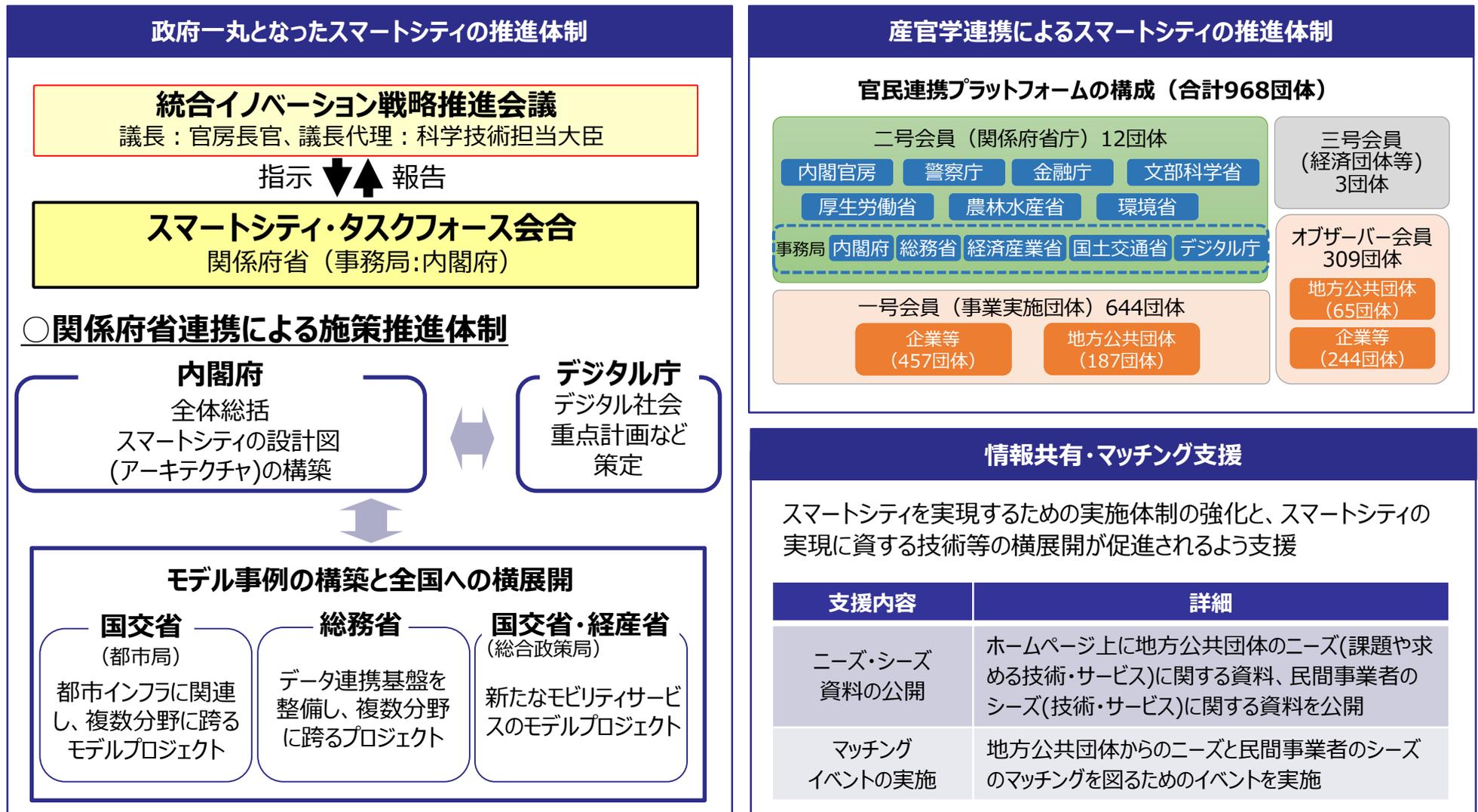
- 多様な関心に対応するための部門別での会員募集
- 産学官の技術開発やユースケース開発の成果報告、プロジェクト活動の成果物（データ・OSS等）の共有、相互活用の支援
- ユーザー（事業会社や自治体）のニーズとソリューションカンパニー（ベンダーやコンサル）や大学・研究機関のシーズのマッチング促進
- 技術開発やユースケース開発、データ利用環境整備等の今後の取組の方向性についての討議



会員数：387（令和6年6月17日現在）

10. スマートシティの政府の推進体制と官民連携プラットフォーム

- Society5.0の実現に向け、政府一丸となって、さらに産官学の連携によりスマートシティの取組を推進。



1.1. 都市公園の種類と現況

- 広域的な見地から、また我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため国が設置する**国営公園**については、**現在17公園で整備及び維持管理**を行っているほか、国土交通省設置法第4条第1項第48号に基づき、**5箇所**で**公共空地の整備及び維持管理**を行っている。
- また、民間活力を活用して公園整備を行う**Park-PFI制度**は、**国・自治体あわせて165箇所**で活用されている。

国営公園等位置図



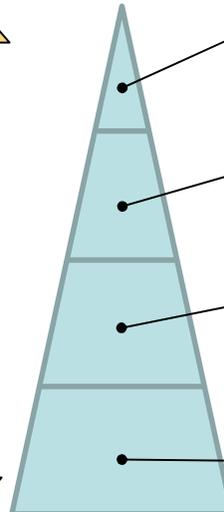
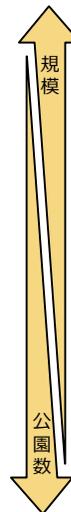
Park-PFIの活用状況

(令和6年3月末時点)

	公募済	事業者決定		事業実施済み
		選定中	決定済み	
国営公園	4	1	1	2
自治体の公園	161	14	65	82
合計	165	15	66	84

都市公園の体系

(令和5年3月末時点)



- 国営公園**
国営公園: 17箇所
供用面積: 4,319ha
事業主体: 国
- 大規模公園**
広域公園: 223箇所
供用面積: 15,331ha
事業主体: 都道府県・政令市
- 都市基幹公園**
運動公園: 846箇所
総合公園: 1,406箇所
供用面積: 39,910ha
事業主体: 都道府県・市区町村
- 住区基幹公園**
地区公園: 1,649箇所
近隣公園: 5,895箇所
街区公園: 91,657箇所
供用面積: 35,391ha
事業主体: 市区町村



1 2. 主要な国際会議

概要

- 持続可能な都市の発展に向けて、都市課題に対し、多国間で連携して取り組む必要性が高まっている。日本としても、国内での知見を活かして、先進的かつ持続的な都市政策を形成する必要がある。
- G7等の枠組や経済協力開発機構（OECD）等の国際機関とも連携し、先進的かつ持続的な都市政策を形成するとともに、我が国企業の海外展開とも連動し、途上国での政策形成を支援することで課題解決に貢献する。

主要な国際会議

➤ G7都市大臣会合

- ・G7サミットに関連して開催される閣僚級会合で、G7各国及び欧州連合（EU）に、オブザーバー機関として国際機関を加え、持続可能な都市の発展に向けて、議論を行うもの。
- ・令和4年に初めて開催され、令和5年は日本が議長国として香川県高松市において開催した。
- ・令和6年はイタリア、令和7年はカナダにて開催予定。

➤ 世界都市フォーラム

- ・国際連合人間居住計画（UN-Habitat）が主催する持続可能な都市化に関する国際会議として平成14年から2年ごとに開催され、国（閣僚級）、地方自治体、企業、有識者、都市計画家、コミュニティリーダーが各国から集まる。
- ・令和6年は11月4日から8日までエジプト・カイロにて開催予定。

➤ OECD・RDPC（地域開発政策委員会）閣僚会合

- ・RDPCは、OECDからの権限付与を受け、都市問題、地域開発政策等について調査、研究を行い、各国政府に対し政策提言等を行う委員会。
- ・閣僚級会合は約5年に1度開催され、OECD加盟国から閣僚級が集い、前回は平成31年にギリシャ・アテネにて開催された。
- ・次回会合は、ポーランド・ワルシャワにて令和7年5月に開催予定。



G7香川・高松都市大臣会合



OECD・RDPC第4回閣僚級会合

Ⅶ. 問い合わせ先

●令和7年度 都市局関係概算要求 主な新規・拡充要求等

項目・ページ		担当課・連絡先	項目・ページ		担当課・連絡先
1. (1)	P 1 7	都市安全課 (03-5253-8400)	3. (1)	P 3 1	都市計画課 (03-5253-8409)
1. (2)	P 1 8	都市安全課 (03-5253-8400) まちづくり推進課 (03-5253-8405) 市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)	3. (2)	P 3 2	都市計画課 (03-5253-8409) 市街地整備課 (03-5253-8412)
1. (3)	P 1 9	都市安全課 (03-5253-8400)	3. (3)	P 3 3	市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)
1. (4)	P 2 0	都市安全課 (03-5253-8400) まちづくり推進課 (03-5253-8405) 市街地整備課 (03-5253-8412)	4. (1)	P 3 5	まちづくり推進課 (03-5253-8405) 市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)
1. (5)	P 2 1	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)	4. (2)	P 3 6	まちづくり推進課 (03-5253-8405) 市街地整備課 (03-5253-8412) 街路交通施設課 (03-5253-8415)
1. (6)	P 2 2	市街地整備課 (03-5253-8412)	5. (1)	P 3 7	国際・デジタル政策課 (03-5253-8397)
1. (7)	P 2 3	都市安全課 (03-5253-8400)	5. (2)	P 3 8	国際・デジタル政策課 (03-5253-8397) 市街地整備課 (03-5253-8412)
1. (8)	P 2 4	公園緑地・景観課 (03-5253-8418) 市街地整備課 (03-5253-8412) 都市安全課 (03-5253-8400) 街路交通施設課 (03-5253-8415)	6. (1)	P 3 9	国際・デジタル政策課 (03-5253-8397)
2. (1)	P 2 5	都市環境課 (03-5253-8295) 公園緑地・景観課 (03-5253-8418)	7. (1)	P 4 0	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
2. (2)	P 2 6	市街地整備課 (03-5253-8412)	7. (2)	P 4 1	公園緑地・景観課 (03-5253-8418)
2. (3)	P 2 7	まちづくり推進課 (03-5253-8405)			
2. (4)	P 2 8	都市環境課 (03-5253-8295) 国際・デジタル政策課 (03-5253-8397) まちづくり推進課 (03-5253-8405)			
2. (5)	P 2 9	都市環境課 (03-5253-8295)			

(この冊子は、再生紙を使用しています。)